（案）

～男女がともに「自分らしく」いきいきと元気に歩むまちづくり～

ごせん男女共同参画推進計画

令和９年度～令和13年度
（2027年度～2031年度）



令和９年３月
五泉市

目次

【第１章】　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　計画の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　計画がめざす男女共同参画社会の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５　計画の期間と構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

６　計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

７　推進体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

８　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

（１）世界・国の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

（２）新潟県の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

（３）五泉市の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

９　計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

【第２章】　基本計画の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・17

基本目標Ⅱ　男女の心と体を守る環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・22

基本目標Ⅲ　男女がともに充実して暮らし続けられる地域づくり・・・・・・・31

基本目標Ⅳ　計画の総合的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

計画における指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

【第３章】　参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

五泉市男女共同参画推進条例

五泉市男女共同参画推進審議会委員名簿

五泉市男女共同参画推進会議要綱

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

男女共同参画キーワード（用語説明）

第１章　計画の概要





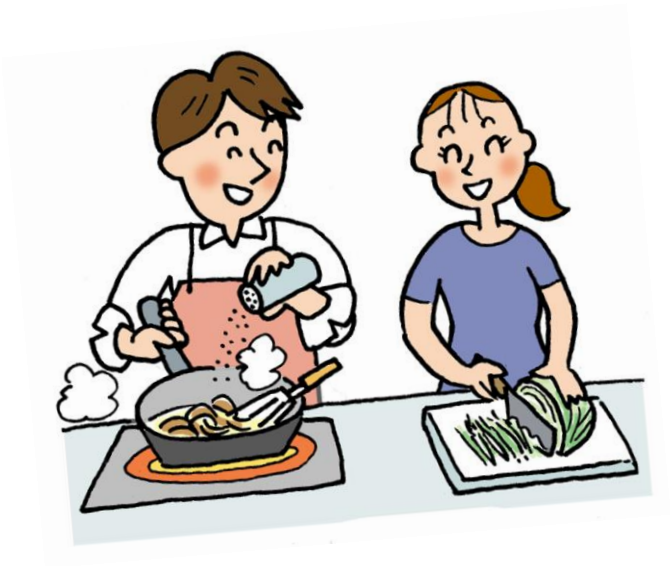



１　計画策定の趣旨

２　計画の性格

３　計画の視点

４　計画がめざす
男女共同参画社会の姿

５　計画の期間と構成

６　計画の進捗管理

７　推進体制図

８　計画策定の背景

（１）世界・国の動き

（２）新潟県の動き

（３）五泉市の動き

９　計画の体系

第１章　　計画の概要

１　計画策定の趣旨

五泉市では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成19年３月に「ごせん男女共同参画推進計画」を策定し、男女がともに「自分らしく」いきいきと元気に歩むまちづくりに市民と協働して取り組んできました。また、平成23年３月に制定した「五泉市男女共同参画推進条例」では、「すべての男女は、個人として平等な存在であり、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、人権と平等が尊重されなければならない。」としています。

しかしながら、令和７年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、社会全体における「男女の地位の平等」について、平等と感じると回答した人の割合は 27.5%であり、前回調査と比較し家庭や職場における男女平等の意識は改善されつつあるものの、依然として 42.9%の人が「男性の方が優遇されている」と回答しています【Ｐ21-資料６参照】。

また、令和７年度に県が実施した「新潟県出身若年層の意識に関する調査」では、県外流出の背景として、就職先としての職場環境とともに、出身地域における固定的な性別役割分担意識が大きく関わっていることが明らかにされており、若者・女性の県外流出に歯止めをかけ、性別に関わらず誰もが活躍できる社会を実現するためにも、職場・地域・家庭などにおけるジェンダーギャップの解消が求められています。

さらに、少子高齢化の急速な進行や、ライフスタイルの多様化等、社会・経済状況の変化にともなって、より充実した就労支援や子育て支援が求められていますが、現行の制度や慣行はこれを推進するのに必ずしもふさわしいとはいえない状態であるほか、本市においては、女性が市内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画が十分ではないなど、男女共同参画を推進する上で、まだまだ多くの課題が残されています。

こうした現状を踏まえ、一人ひとりが多様な生き方を自ら決定し、「人間」としての平等を互いに尊重し、その生き方を認め合える社会を創るため、「ごせん男女共同参画推進計画」（計画期間：令和９年度から令和 13 年度）を策定しました。

２　計画の性格

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

（１）「男女共同参画社会基本法」第14条第３項に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための「基本計画」です。

（２）国の「第６次男女共同参画基本計画」や県の「新潟県男女共同参画計画」及び「五泉市総合計画」など市における他部門の関連する計画との整合性を持った計画です。

（３）「女性活躍推進法」に基づく女性活躍推進計画として位置づけられる計画です。

（４）「配偶者暴力防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけられる計画です。

（５）「困難女性支援法」に基づく市町村基本計画として位置づけられる計画です。

（６）市民意識調査の結果や、市民、学校、企業、各種団体等の代表で構成される「五泉市男女共同参画推進審議会」（以下「審議会」という。）からの提言を基に策定しています。
（７）市民、教育関係者、事業者、各種団体等と市が連携、協働しつつ、それぞれが主体的に「男女共同参画社会」の実現をめざすための指針となる計画です。

３　計画の視点

男女が対等な構成員として、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、市の発展を考える上でも最も重要な課題の１つです。

本計画では、引き続き次の５つを基本理念とし、これらを具体化し、総合的かつ長期的に講ずべき施策の課題や方向性を明らかにすることを目的としています。

5つの基本理念

① 男女（一人ひとり）の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的な取扱いをなくし、誰もが一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がその希望に応じて様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野における方針決定の場に参画できる機会を確保する必要があります。

④ 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受けながら、家族としての役割を果たし、自らの希望する仕事、学習、地域活動を両立できるようにする必要があります。

⑤ 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際的な規範や取組とともに歩むことも大切です。多様な文化・習慣に対する相互理解を深めるとともに、国際的な視野を持ちながら人権意識を高める必要があります。

４　計画がめざす男女共同参画社会の姿

五泉市では、男女共同参画社会の実現をめざして、次の４つを基本目標に掲げ行動します。この目標が達成されると、次のような暮らしやすい豊かな社会の実現が期待されます。

「ごせん男女共同参画推進計画」の基本目標

Ⅰ　男女共同参画の意識づくり

Ⅱ　男女の心と体を守る環境づくり

Ⅲ　男女がともに充実して暮らし続けられる地域づくり

↑

Ⅳ　計画の総合的な推進

家庭では

例えば･･･

○　一人ひとりが、「家族」や「家庭」を大切にし、ともに家事、子育て、介護に携わり、喜びも責任も分かち合っています。

○　家族の支え合う姿の中から、「自分らしい生き方を選択できる力」を、子どもの頃から学んでいます。

○　「子どもの個性を尊重する」子育てにより、性別による固定観念にとらわれない多様な生き方が可能になっています。

○　「家庭」と仕事・学校行事・地域活動などのバランスがとれた、心身ともに豊かな暮らしをしています。

学校等では

例えば･･･

○　一人ひとりの個性や能力を伸ばし、地域と社会を主体的に支える人間を育てています。

○　「男だから、女だから」ではなく「自分らしさ」を大切にした生き方が選択できるよう、自立心を育んでいます。

○　「命の大切さ」と「性」について正しい理解を深めるとともに、自己尊重と思いやりの心を育んでいます。

○　職業体験やボランティア活動など体験学習を通して、社会の担い手として自立できる社会人へと育てています。

職場では

例えば･･･

○　性別によらずに、仕事上の対等なパートナーとして、その個性と能力が十分に発揮でき、評価され、誰もがいきいきと働くことができる職場環境が整っています。

○　男女ともに育児・介護休業制度等を利用しながら、仕事とその他の活動の両立ができる労働環境が整い、心身ともにゆとりや充実感をもって働いています。

○　女性も事業の企画から運営までのあらゆる場面へ参画しており、男女の意見がバランスよく反映されています。

○　あらゆる場面において男女差別が解消されて、その人の個性や能力、意欲が十分発揮できています。

○　ハラスメント防止の対策がなされ、男女ともに快適に働くことができる環境が整っています。

地域社会では

例えば･･･

○　性別による固定的役割分担意識に基づく慣行が見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。

○　誰もが対等に企画や方針決定に関わり、豊かで住み良い地域づくりに貢献しています。

○　地域活動が活発に行われ、子育てや介護などの協力体制が整い、誰もが安心して暮らしています。

○　防災や防犯などの安全・安心に関わる場においても、男女がともに参画し、多様な視点が反映されています。

５　計画の期間と構成

（１）計画は、令和９年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの５年間とします。ただし、社会情勢や経済状況の急激な変化が生じた場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

（２）計画は、「基本計画」と「実施計画」から構成されており、体系的かつ効果的な施策の推進を図ります。

①【基本計画】

基本計画は、市における男女共同参画社会の実現に向けての基本的な考え方、基本的方向を示したもので、４つの基本目標、11の重点課題、18の施策及びその施策に対応させた36の「目標指標」で構成されています。ただし、社会状況等に大きな変化があった場合は、計画期間内であっても見直しを行います。

②【実施計画】

実施計画は、基本計画に掲げられた「基本目標」「重点課題」「施策」に基づいて、具体的に取り組むべき事業を体系化し、市の施策を総合的、計画的、かつ効果的に展開するためのものです。また、社会状況の変化や事業の進捗状況等を踏まえ、毎年度、見直しを行います。

③【目標指標の設定】

市民に分かりやすい計画とするとともに、適切・的確な進捗管理を行うために、各施策に対応させた「目標指標」を設定し、計画的に推進します。

６　計画の進捗管理

「五泉市男女共同参画推進会議」（以下「推進会議」という。）が中心となり、計画の適切な進捗管理を行うとともに、その結果を市民等に公表します。また、実効ある施策展開とするため、毎年度、進捗状況を「五泉市男女共同参画推進審議会」（以下「審議会」という。）へ報告し、その意見等を参考にしながら「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）」のPDCAサイクルのもと、市民等と行政の協働で計画を推進します【Ｐ８-推進体制図参照】。

７ 推進体制図

この計画を推進するにあたって、①市職員・市役所を挙げた推進体制の整備と充実、②市民、教育関係者、事業者及び各種団体等との協働、③国・県・他市町村との連携が必須です。

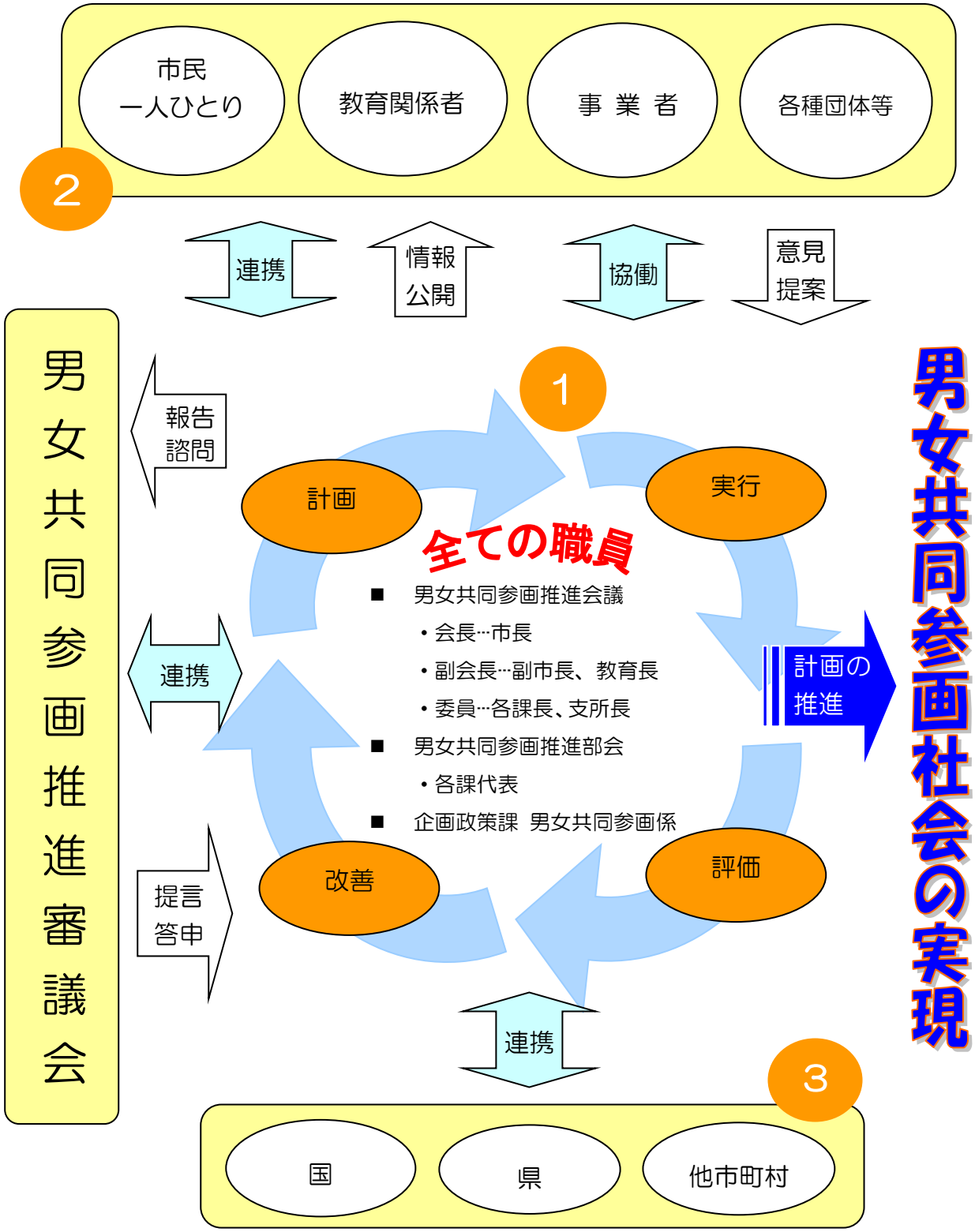

８　計画策定の背景

（１）　世界・国の動き

我が国における男女共同参画社会の形成への取り組みは、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、戦後の国際社会における取り組みと連動し、女性団体を中心とする国民運動に支えられながら進められてきました。

国際社会では、昭和21年（1946年）の国連婦人の地位委員会の設置、そして昭和50年（1975年）を国際婦人年とし、メキシコで第１回世界女性会議が開催されたことを契機として、各国で取り組みが急速に進みました。また、昭和54年（1979年）には、国連において女子差別撤廃条約が採択され、同条約の中で、「女子に対する差別」が定義されました。

さらには、平成７年（1995年）の第４回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択され、５年後の平成12年（2000年）に開催された国連特別総会「女性2000年会議」においては、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されるなど、男女平等を進める国際的な規範が確立されてきました。

その後も、平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等の実現が目標の一つに掲げられるなど、男女共同参画の推進は、持続可能な社会の実現に向けた重要な課題となっています。

こうした国際的な動きに合わせ、我が国においても、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められ、平成11年（1999年）には男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務が定められました。その後、男女共同参画会議の設置をはじめとする推進体制の整備・強化が図られ、男女共同参画基本計画に基づく総合的かつ計画的な施策が推進されてきました。

国は、これまでの取組の成果と課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和８年（2026年）３月13日に「第６次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。同計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための国の基本的な計画であり、令和17年度末（2035年度末）までを見据えた基本認識の下、令和12年度末（2030年度末）までを見通した施策の基本的方向や具体的な取組、成果目標等を定めています。

第６次男女共同参画基本計画では、男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現を掲げ、ライフステージに応じて希望する働き方を選択できる社会の実現、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の所得向上と経済的自立、生涯を通じた男女の健康への支援、テクノロジーの進展を踏まえた男女共同参画の推進、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた取組等を重点分野としています。また、貧困等の生活上の困難を抱える人への支援、多様性を尊重する環境の整備、防災・復興における男女共同参画、地域における取組の推進、社会制度の整備、教育・メディア等を通じた意識改革、国際的な協調及び貢献など、幅広い分野における施策を推進することとしています。

（２） 新潟県の動き

新潟県の女性政策の取り組みは、昭和52年（1977年）に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に実施され、昭和60年（1985年）に10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」が策定されました。平成４年（1992年）には、「新潟県婦人対策の方向」を全面改定し、「にいがたオアシス女性プラン」が策定され、平成８年（1996年）には、国内外における女性問題解決の動きや少子化、高齢化、国際化などの時代の流れに対応した「ニューにいがた女性プラン」が策定されました。平成13年（2001年）には、「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波　男女平等推進プラン」が策定され、条例に基づき“男女平等推進相談室”が新潟ユニゾンプラザ内に開設されました。

また、令和７年度（2025年度）に、新プラン策定にあたり“男女平等社会づくりに向けた県民意識調査”及び“新潟県出身若年層の意識に関する調査”を行い、計画期間を令和９年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの５年間とする「第５次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定されました。

（３） 五泉市の動き

平成18年（2006年）１月１日、旧五泉市と旧村松町の合併で新“五泉市”が誕生したことにより、新たに市民意識調査と職員意識調査を実施し、平成19年（2007年）３月に、計画期間を平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの５年間とする「ごせん男女共同参画推進計画」を策定しました。

また、平成23年（2011年）３月には、「五泉市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することとしています。同月、計画期間を平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの５年間とする「ごせん男女共同参画推進計画」を策定しました。

平成29年（2017年）３月には、計画期間を平成29年度（2017年度）から令和３年度（2021年度）までの５年間とする計画を、令和４年（2022年）３月には、計画期間を令和４年度（2022年度）から令和８年度（2026年度）までの５年間とする計画をそれぞれ策定し、取り組んでまいりました。

この度、現行の推進計画の計画期間が令和８年度（2026年度）をもって終了することから、第５次となる新たな推進計画を策定しました。令和９年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの５年間を計画期間とし、引き続き～男女がともに「自分らしく」いきいきと元気に歩むまち～の実現をめざし、推進していくこととしています。

〈五泉市の人口と少子高齢化の現状〉

令和７年10月１日時点の総人口は、43,481人（男性20,981人、女性22,500人）で、令和２年10月１日時点から8.7%減少しており、減少傾向が続いています【P11-資料１参照】。

年代別人口構成割合の推移を見ると、年少人口（０～14歳）の割合が年々減少しているほか、合計特殊出生率も多少の変動はあるものの、減少傾向にあります。それに対して、老年人口（65歳以上）の割合は依然として高く、少子高齢化が急速に進行しており、今後もこの傾向が続くものと推測されます。【P11-資料２、P12-資料３参照】。

また、「五泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基礎資料とした「国立社会保障・人口問題研究所」による将来推計人口によれば、令和32年の人口は、26,900人とされており、３万人を下回ることが想定されます【P12-資料４参照】。

こうした少子高齢化・人口減少が進行する中で持続可能な社会を維持していくためには、性別にかかわらず誰もが意欲を持って社会参画ができるような環境づくりや子育て・介護等と仕事を両立しながら就業可能な環境の整備、子育て等で一旦退職した人が再チャレンジできる社会づくりをしていく必要があります。

●資料１-人口・世帯数の推移

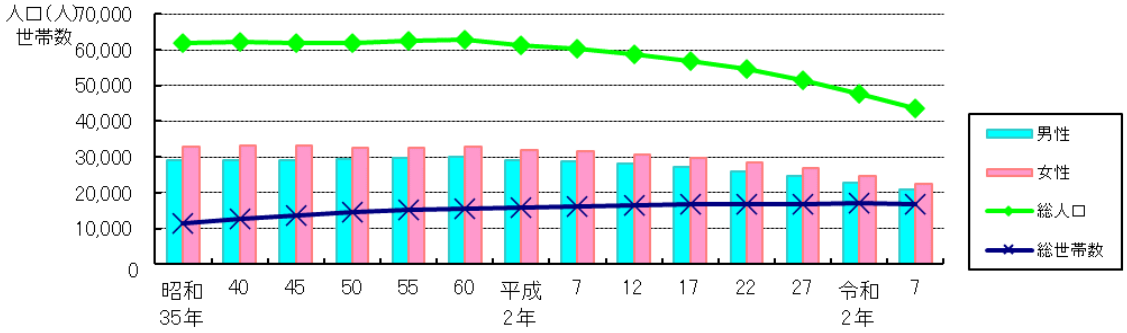

資料：国「国勢調査」より

●資料２-年代別人口構成割合の推移

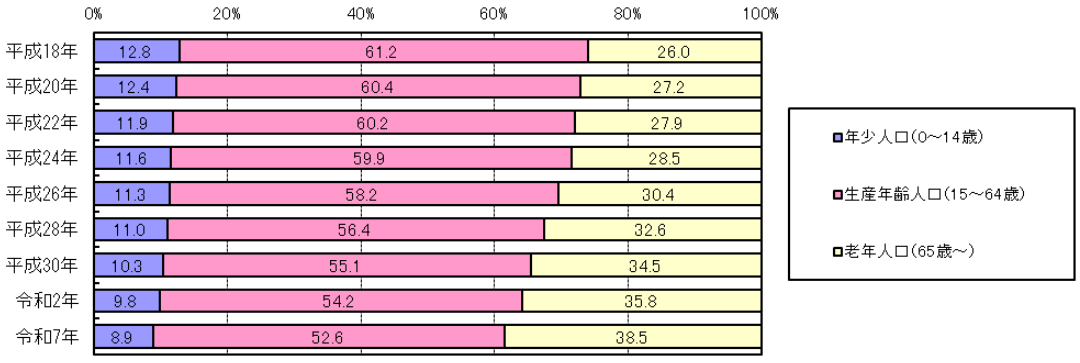

資料：国「国勢調査」より

●資料３-合計特殊出生率の推移

	五泉市	新潟県	全国
平成 24年	1.41	1.43	1.41
平成 25年	1.35	1.44	1.43
平成 26年	1.33	1.43	1.42
平成 27年	1.25	1.44	1.45
平成 28年	1.28	1.43	1.44
平成 29年	1.39	1.41	1.43
平成 30年	1.15	1.41	1.42
令和元年	1.14	1.38	1.36
令和２年	1.18	1.33	1.33
令和３年	1.19	1.32	1.30
令和４年	0.94	1.27	1.26
令和５年	1.14	1.23	1.20
令和６年	0.91	1.14	1.15

資料：県「令和７年福祉保健年報」より

●資料４-人口の推移と将来推計人口

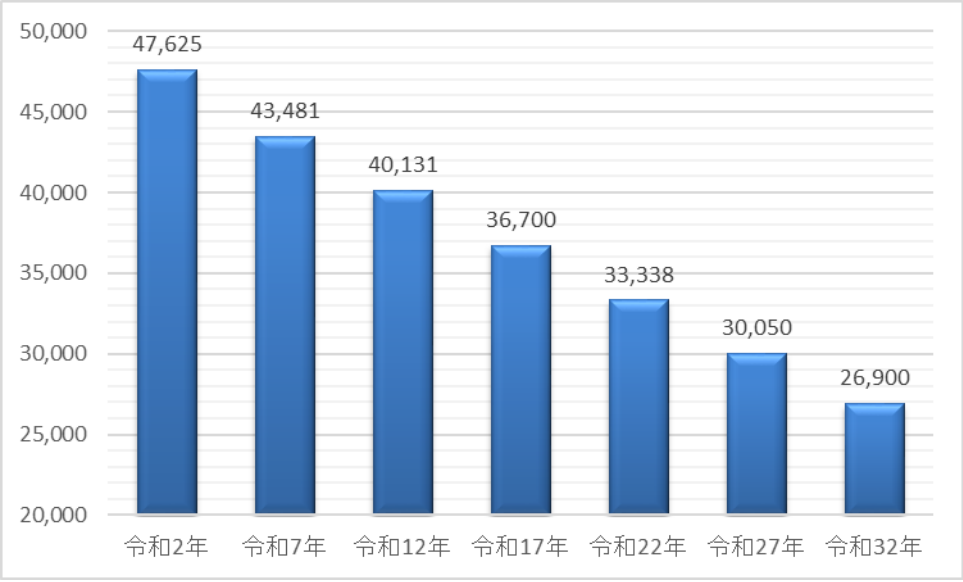

資料：国立社会保障・人口問題研究所　推計値より

９　計画の体系

「ごせん男女

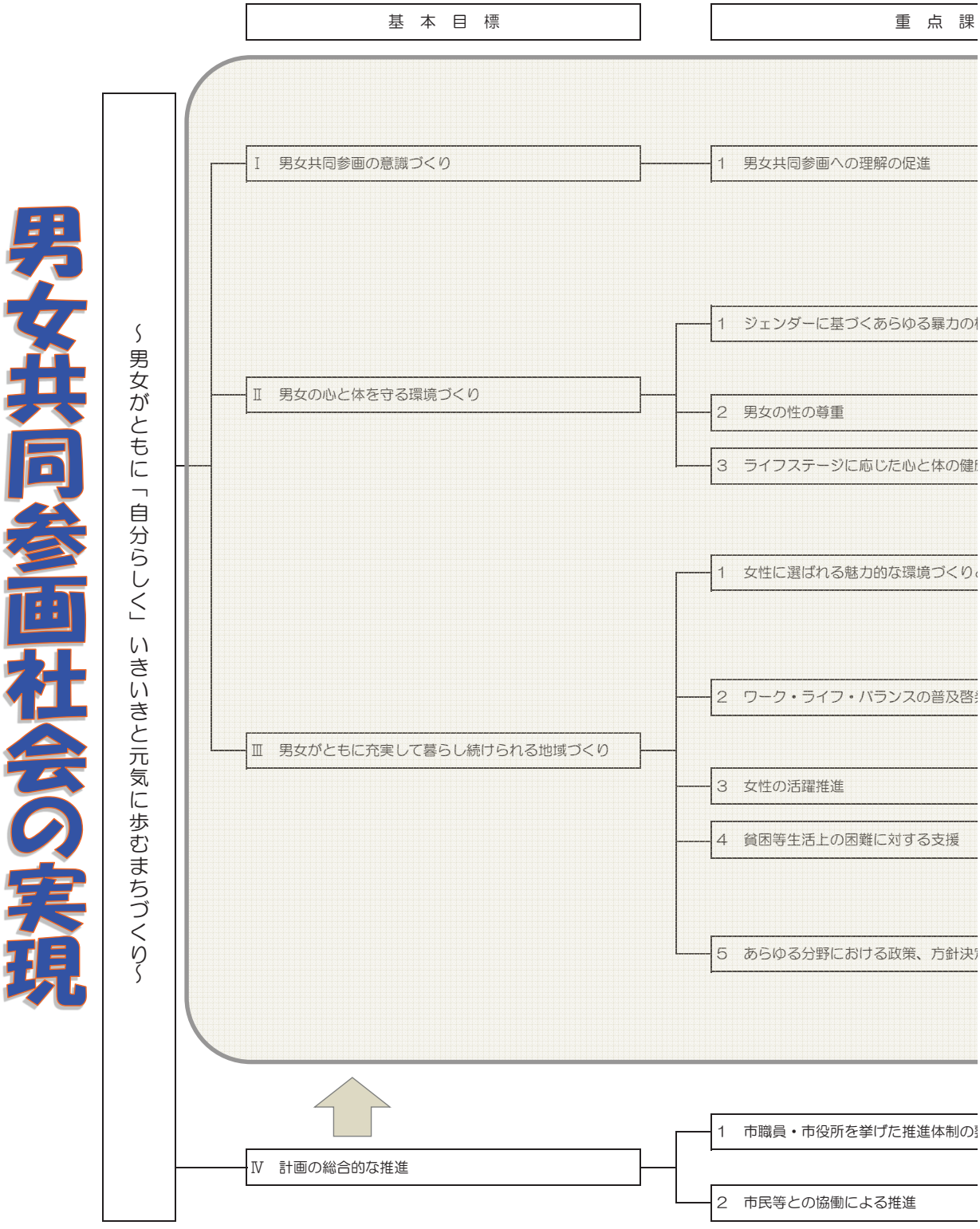

ｚ共同参画推進計画の体系」

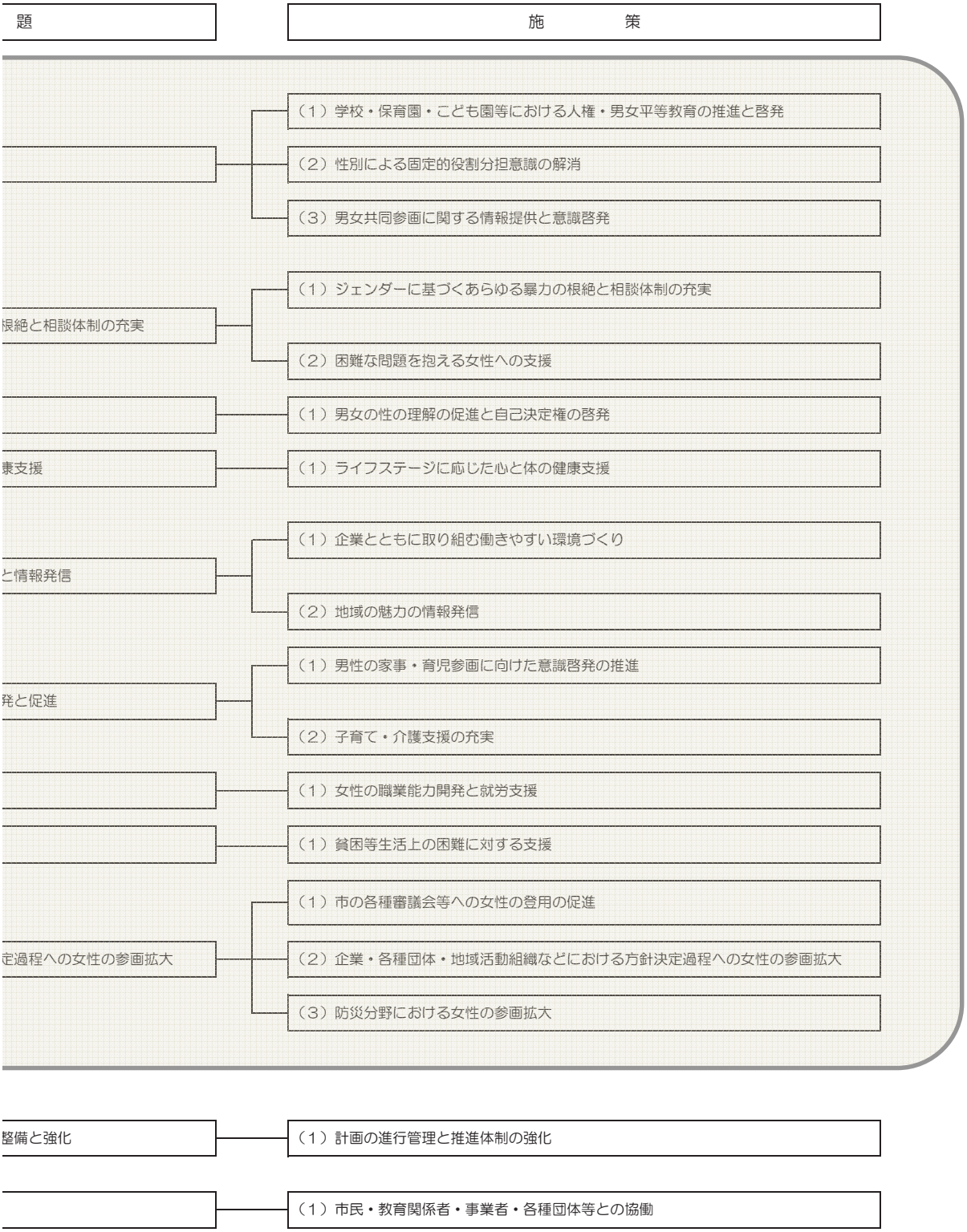

第２章　基本計画の内容









基本目標Ⅰ

男女共同参画の意識づくり

基本目標Ⅱ

男女の心と体を守る環境づくり

基本目標Ⅲ

男女がともに充実して暮らし続けられる地域づくり

基本目標Ⅳ

計画の総合的な推進

第２章　　基本計画の内容

【基本目標Ⅰ】男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、性別に関わらず「一人の人間」としてお互いが尊重され、自らの存在に誇りを持てるような人権の確立が必要不可欠です。

しかしながら、これまでに深く根づいている性別による固定的役割分担意識などからも、真に男女が対等な関係にあるとは言い難く、性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在しているのが現実です。これらの偏見や意識の壁は、特に若い世代や女性が「自分らしく生きられない」と感じ、住み慣れた地域を離れる一因にもなっています。誰もが「一人の人間」として、性別にとらわれることなく、個人の能力を十分に発揮でき、「自分らしく」生きることが可能な社会づくりが必要です。

学校、保育園、こども園、家庭、地域、職場、ＳＮＳを含むあらゆるメディアなどの場を通じて乳幼児期から高齢者に至る幅広い層を対象に男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとすることが重要です。多様な価値観を認め合う視点を育み、誰もが「住み続けたい」と思える魅力的な地域社会をめざします。

重点課題１　**男女共同参画への理解の促進**

施策⑴学校・保育園・こども園等における人権・男女平等教育の推進と啓発

- 学校における人権・男女平等教育の推進
- 人権啓発講演会
- 人権擁護委員による啓発活動
- 人権・男女平等に関する情報提供と意識啓発

施策⑵性別による固定的役割分担意識の解消

- 男女共同参画研修会

施策⑶男女共同参画に関する情報提供と意識啓発

- 男女共同参画に関する情報提供と意識啓発

重点課題１　男女共同参画への理解の促進

【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」というように、学校、保育園、こども園、家庭、地域、職場などのあらゆる場面において、今もなお社会的性別（ジェンダー）に基づく固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根強く残っていることから、一人ひとりが無意識の偏りに気づき、自ら意識を変えることの必要性を認識することが極めて重要です。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という意見に「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と答えた人は72.0%で、前回調査（令和３年度）より2.8ポイント減少しましたが、今後も引き続き意識啓発を行っていく必要があります【P20-資料５参照】。

一人ひとりの人権を尊重するという視点による男女平等意識や価値観を形成するうえで、学校、保育園、こども園、家庭、地域、職場などでの教育や学習は大変重要な役割を担っています。特に乳幼児期から男女平等教育を進めることは、「個性」と「能力」を伸ばし、豊かな人間性を育むためにも必要であり、これからも引き続き取り組んでいかなければなりません。

近年はＳＮＳ等の媒体を通じて様々な情報が発信されていますが、一部では男女の不平等や性別による役割分担の偏りを助長するような表現も見受けられます。性的マイノリティへの配慮が必要な場合もあるため、男女共同参画の視点に立った表現についての理解を促すとともに、正しい知識に基づいた情報提供を行う必要があります。

施策（１）学校・保育園・こども園等における人権・男女平等教育の推進と啓発

具体的事業等　性別による固定的な役割分担意識の解消と次代を担うこどもたちの男女平等意識を醸成するため、幼児・児童・生徒を対象とした人権・男女平等教育を推進します。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R１３ 目標	指標番号
男は男らしく、女は女らしくした方がよいという意見において「そう思わない」と答えた 15～19 歳の人の割合	市民意識調査	58.8%	60.0%	－	70.0%	1
人権啓発講演会を聞いて人権に関する理解が「大変深まった」「深まった」と答えた人の割合	「大変深まった」「深まった」と答えた人／アンケート回収数	－	97.5%	－	95.0%	2

施策（２）性別による固定的役割分担意識の解消

具体的事業等　家庭や職場、地域などにおける性別による男女の役割分担意識の解消ため、男女共同参画にかかる研修会を開催します。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R1３ 目標	指標番号
男女共同参画研修会アンケートで人権問題や男女共同参画に対する理解が「大変深まった」「まあまあ深まった」と答えた人の割合	「大変深まった」「まあまあ深まった」と答えた人／受講者×100	95.3%	97.6%	－	95.0%	3
男は仕事、女は家庭を中心にする方がよいという意見において「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と答えた人の割合	市民意識調査	74.8%	72.0%	－	80.0%	4

施策（３）男女共同参画に関する情報提供と意識啓発

具体的事業等　市民の意識啓発のため、広報紙やチラシ、ホームページ、SNS 等を活用した情報提供を行います。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R1３ 目標	指標番号
社会全体でみた場合「男女が平等である」と答えた人の割合	市民意識調査	15.6%	27.5%	－	40.0%	5

●資料５-男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい

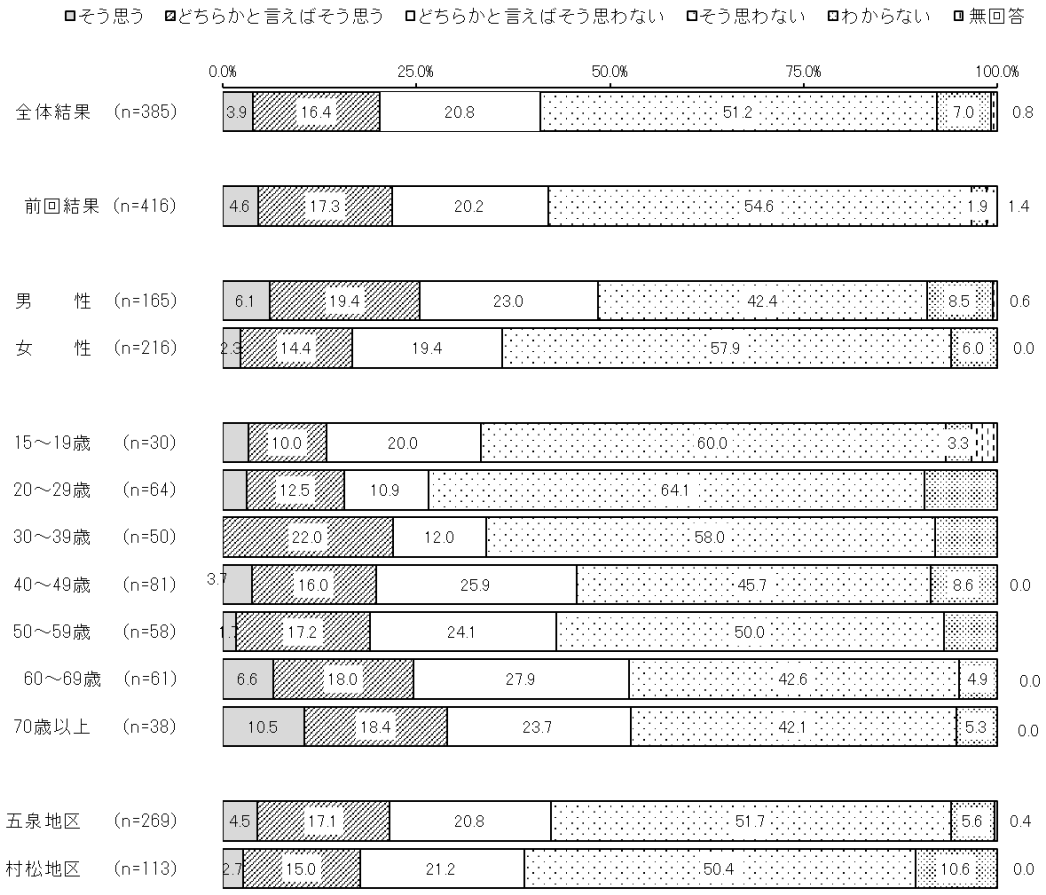

資料：市「令和７年度　男女共同参画に関する市民意識調査」より

注）図中のｎ値は、調査対象者数を表す

●資料６-男女の地位の平等感

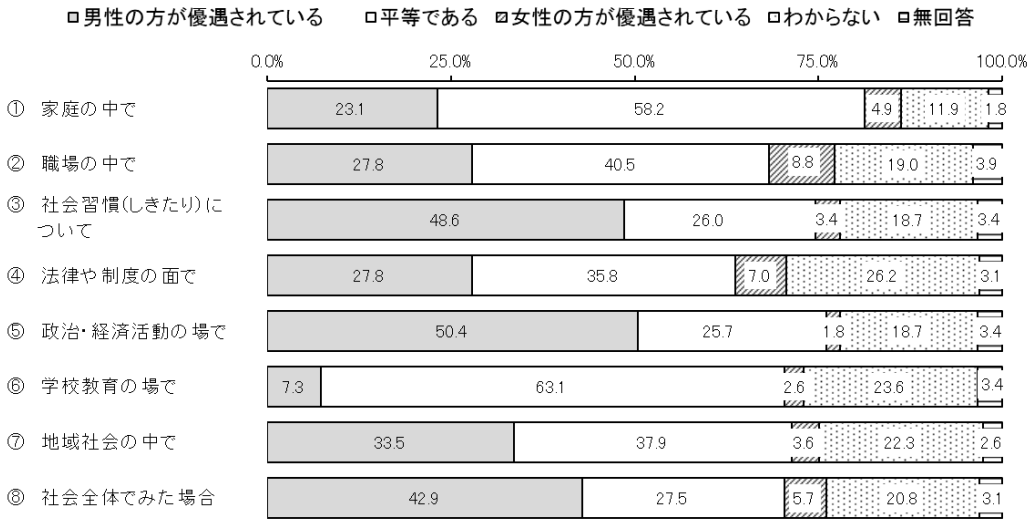

資料：市「令和７年度　男女共同参画に関する市民意識調査」より

【基本目標Ⅱ】　男女の心と体を守る環境づくり

すべての人が「一人ひとりの命」の尊さと「生きていること」の大切さを理解し、その人権を尊重し、お互いの体の特質を十分に理解し、相手に対する思いやりの心を持って生きることが、男女共同参画社会の前提です。

特に、女性は妊娠や出産の可能性があるほか、ライフステージを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。このために、思春期、周産期、更年期及び高齢期等、生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進が必要です。同時に男性特有の健康課題についても、理解を深めていかなければなりません。

生涯を通じて、誰もが心身ともに健康で安心な生活を送ることができるよう、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の普及・啓発に努める必要があります。これは、自らの心と体の健康を自分自身で決定し、守ることができるという基本的な権利であり、この視点を尊重した社会基盤づくりを進める必要があります。

また、配偶者及び身近な相手からの暴力や職場等におけるハラスメント、インターネット上の性暴力・性被害や誹謗・中傷など、人権侵害の形態も複雑、多様化しています。特に、令和６年度から精神的暴力も保護命令の対象となったことを踏まえ、これらは重大な「人権侵害」であることを一人ひとりが認識しなければなりません。これらの暴力を生み出さない環境整備と相談・支援体制の充実及び根絶のための意識啓発が必要です。

重点課題１　**ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と相談体制の充実**

施策(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と相談体制の充実

- 配偶者や身近な相手からの暴力(DV)・職場等におけるハラスメントを予防するための意識啓発
- 相談窓口体制の充実と被害者への支援
- ハラスメント防止研修会

施策(2) 困難な問題を抱える女性への支援

- 困難な問題を抱える女性への相談・支援体制の整備

重点課題２　**男女の性の尊重**

施策(1)男女の性の理解の促進と自己決定権の啓発

- 生と性の思春期教室
- 赤ちゃんふれあい体験学習
- 不妊に関する相談の充実

重点課題３　ライフステージに応じた心と体の健康支援

施策⑴ライフステージに応じた心と体の健康支援

- 妊産婦健康相談
- 心と体の健康相談の充実
- 特定健康診査の受診促進
- 健康づくり運動教室

重点課題１　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と相談体制の充実

【現状と課題】

市民意識調査によると、「配偶者や身近な相手から暴力を受けたことがある」と答えた人の割合は5.5%で、前回より2.4ポイント減少しています【P26-資料７参照】。一方で、「ハラスメントの被害経験がある」と答えた人の割合は31.4%で、前回より4.7ポイント増加しています【P26-資料８参照】。

配偶者や身近な相手からの暴力や職場等におけるハラスメント、インターネット上の性暴力・性被害は、いかなる理由があろうとも決して許されるものではありません。男女間において、一方を暴力で支配することは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するために克服すべき重要な課題です。特に女性に対する暴力の背景には、性別による固定的役割分担意識・経済力の格差・支配と従属の関係など、男女が置かれている状況をめぐる社会的・構造的な問題があります。

配偶者や身近な相手からの暴力には、肉体的暴力だけではなく、無視や乱暴な言葉などの精神的な暴力、生活に関わる経済的な暴力、性的自由を奪う性的暴力、さらには子どもを巻き込んだ暴力も含まれることを認識しなければなりません。

暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援に至るまで、行政と関係機関が連携し、専門的な支援を早期から切れ目なく包括的に提供する必要があります。また、令和６年度施行の改正「ＤＶ防止法」により、精神的暴力も保護命令の対象となったことを踏まえ、更なる周知が必要です。

また、女性であるがゆえに、就労・家庭・地域社会や人間関係において、性別を理由とした偏見、賃金格差、性的な暴力や被害、DV、予期せぬ妊娠・出産、孤独・孤立といった複雑化・多様化した複合的な問題に直面しやすい状況にあります。

問題を抱える女性に対して、心理的、社会的、法的なサポートを提供し、自分自身で困難を乗り越えることができるよう支援する必要があります。

施策（１）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と相談体制の充実

具体的事業等

児童・高齢者に対する虐待を含め、配偶者や身近な相手からの暴力は、いかなる理由があろうとも決して許されるものではないという認識を強く社会に啓発するとともに、児童相談所、女性福祉相談所・家庭児童相談室との連携を強化し、被害の防止と対処するための相談支援体制の充実に努めます。

また、要保護児童対策地域協議会・高齢者虐待防止ネットワーク・民生委員・児童委員や母子保健推進員の協力を得ながら虐待の早期発見、早期対応・支援に努めます。

指標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R１３ 目標	指標番号
ドメスティック・バイオレンスについて「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	45.2%	49.9%	－	60.0%	6
ドメスティック・バイオレンスの相談窓口の認知	市民意識調査	28.6%	27.5%	－	50.0%	7

施策（２）困難な問題を抱える女性への支援

具体的事業等

性暴力、性被害、DV、生活困窮などの困難な問題に直面する女性たちから相談を受け、適切な支援につなげます。

また、女性相談窓口の周知を図るとともに、相談者が気軽に相談できる環境を整え、各種手続き、弁護士への相談、裁判所等への同行支援等関係機関と連携して、相談者が自立できるようサポートします。

指標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標番号
女性の悩み相談室の実施回数	女性の悩み相談室の実施回数	－	－	－	12 回	8
DV 相談件数（実人数）	DV に関する相談件数	－	4人	—	10 人	9

●資料７-配偶者や身近な相手からの暴力の被害経験

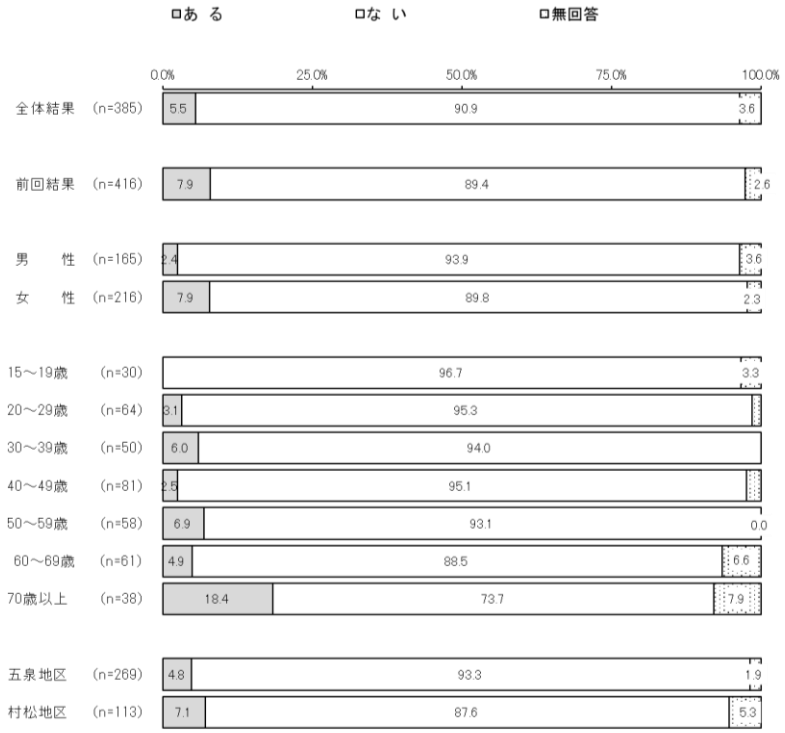

資料：市「令和７年度　男女共同参画に関する市民意識調査」より

●資料８-ハラスメントの被害経験

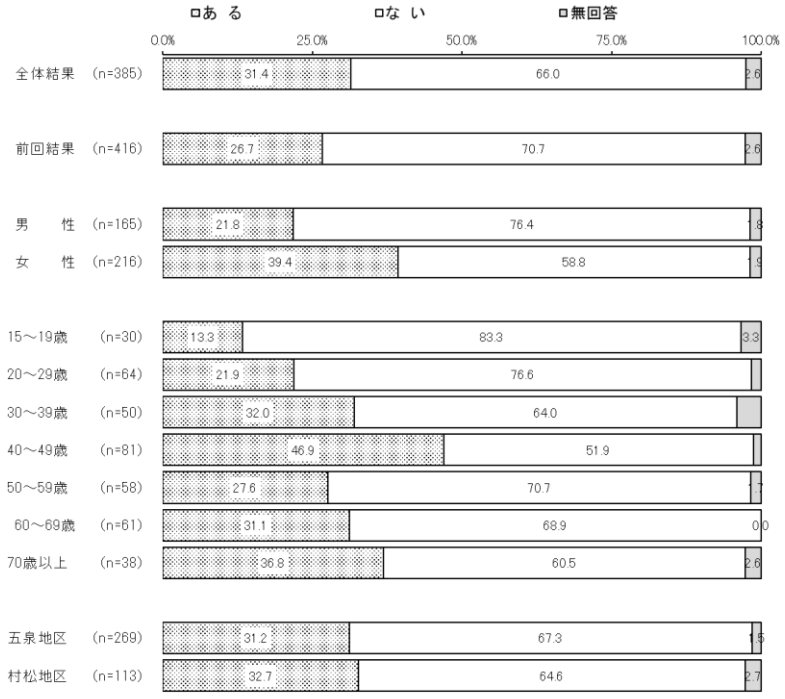

資料：市「令和７年度　男女共同参画に関する市民意識調査」より

重点課題２　男女の性の尊重

【現状と課題】

女性には、妊娠や出産の機能が備わっています。しかし、「命」を育むことは女性だけの役割ではなく、男性も等しく子どもの命を愛しみ、大切に育てていく権利と責任を有します。生まれてくる「命の大切さ」について学び、妊娠や出産、子育てへの理解を深め、互いに責任を持って協力し合う家庭を築くことが重要です。さらに、子どもは社会にとってもかけがえのない大切な存在です。そのためには、若者が妊娠・出産を含む将来設計を考えながら、日々の生活や健康について向き合う包括的な性教育・健康づくり（プレコンセプションケア）の普及、推進が必要です。

また、男女の性や健康などに関する正しい知識の不足から、性感染症に感染したり、望まない妊娠など、心身ともに傷つく若者の存在が課題となっています【P28-資料９参照】。思春期の頃から、性についての正しい情報や知識を持ち、生命の尊さを学び、自らの心と体の健康を自分で決め、守る（性と生殖に関する健康と権利：リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）ことができるよう、自己を尊重し、相手を慈しむ判断・行動ができるように、適切な性教育の更なる推進が必要です。

命の教育は、学校だけでなく家庭でも地域でも「力をあわせ、ともにつくりあげよう」という意識で取り組むことが重要です。

施策（１）男女の性の理解の促進と自己決定権の啓発

具体的事業等　思春期の頃から、性についての正しい情報や知識を持ち、生命の尊さを学び、自己を尊重し、相手を慈しむ判断・行動ができるよう、中学生を対象とした「生と性の思春期教室」や、中高生を対象とした「赤ちゃんふれあい体験教室」等を開催します。また不妊に関する相談を充実させます。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R１３ 目標	指標番号
「生と性の思春期教室」における受講者の満足度	「生と性の思春期教室」における受講者アンケート	69.0%	78.3%	－	85.0%	10
「赤ちゃんふれあい体験学習」における受講者（中学生）が「性」を「とても大切なこと」と答えた割合	「赤ちゃんふれあい体験学習」における受講者（中学生）の事後アンケート	61.5%	64.8%	－	70.0%	11

●資料9-19歳以下の人工妊娠中絶の状況

	五泉市	新潟県	全国
令和元年	2.5	4.0	4.5
令和２年	1.9	2.8	3.8
令和３年	0.9	2.7	3.3
令和４年	1.0	2.3	3.6
令和５年	2.1	2.3	3.8
令和６年	0.0	2.3	4.1

実施率：15～19歳の女子人口千対

資料：市　こども家庭課、県「令和7年度健康福祉の概況」より

重点課題３　ライフステージに応じた心と体の健康支援

【現状と課題】

近年は、健康づくりへの意識の高まりから、生涯を通じて、男女が自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育、相談・指導体制の充実が求められています。しかし、特定健康診査の受診率は低い状況にあり、生活習慣病の予防や、病気の早期発見に向けた取り組みを強化する必要があります【P30-資料10参照】。

また、新潟県における自殺死亡率は、全国的にも高い水準で推移しており、極めて深刻な状態にあります。特に、近年は若い世代や女性の増加しており、経済・生活問題や、孤独・孤立の問題などにより、心と体のバランスが崩れやすい社会環境となっているため、相談体制の充実を図るとともに、周囲が変化に気づき、声をかけ、支援につなげる「ゲートキーパー」の養成を推進するなど、男女が心身ともに健康を維持・増進できる環境づくりを支援することが重要です【P30-資料11参照】。

施策（１）ライフステージに応じた心と体の健康支援

具体的事業等

幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのライフステージの中で、男女の「性差」を重視した心と体の健康管理が重要であり、それぞれに対応した健康診査の必要性をＰＲして、健康支援・相談等の充実を図ります。

また、仕事や家庭等で運動時間を確保しにくい働き世代の健康づくりのため、運動機会の提供にも取り組みます。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R1３ 目標	指標番号
心と体の相談会の利用件数	心の相談会・ワンストップ相談会の利用件数	９件	21 件	－	25 件	12
特定健康診査の受診率	受診者数/対象者数×100	38.5%	43.2% (速報値)	－	60.0%	13
健康運動教室の延べ参加者数	健康運動教室参加者数	78 人	258 人	－	360 人	14

●資料10-特定健康診査受診率の推移

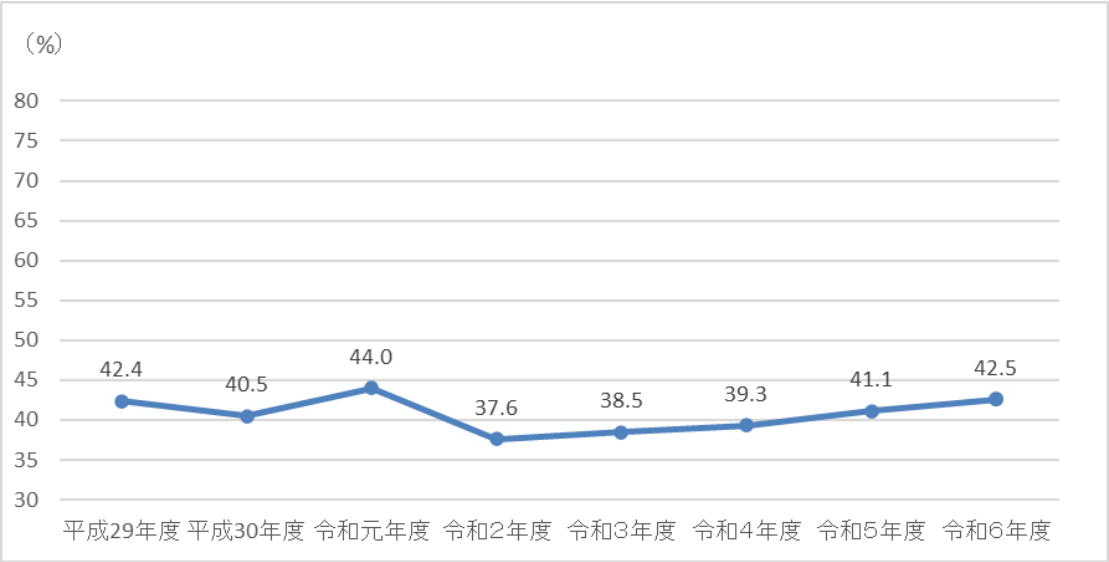

資料：市　市民課より

●資料11-自殺者数及び自殺率（全国・新潟県）

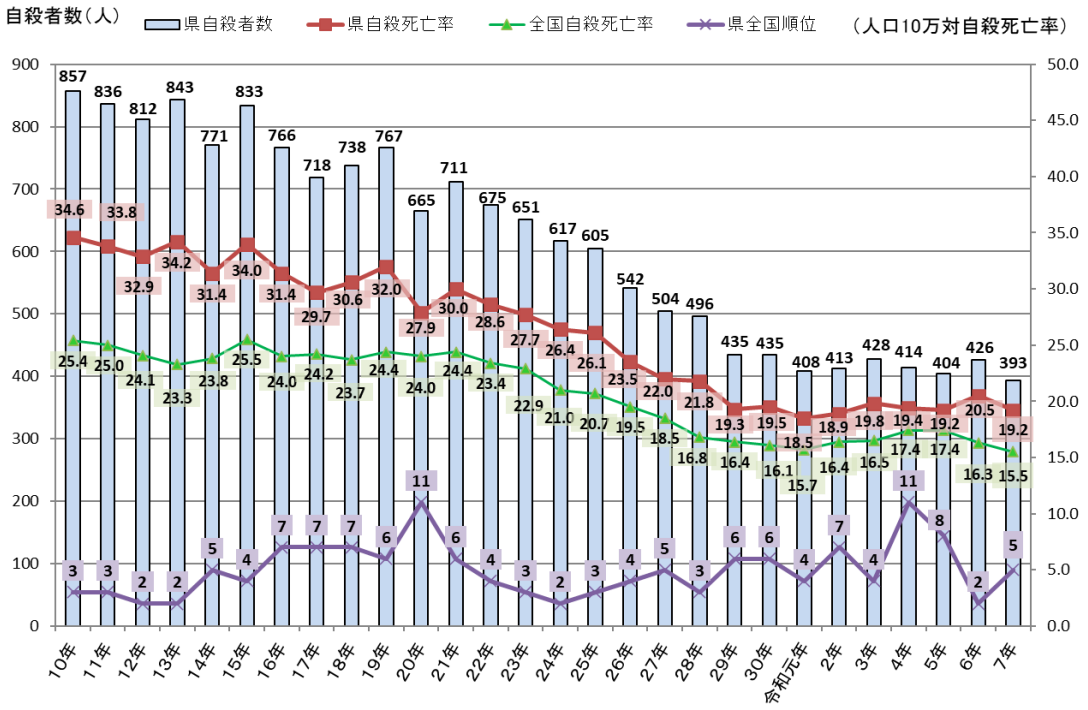

資料：国「人口動態統計」、県「新潟県福祉保健年報」より

【基本目標Ⅲ】男女がともに充実して暮らし続けられる地域づくり

働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要です。このため、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となっています。

また、依然として家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえれば、家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、パートナーが家事・子育て・介護等に「当事者」として携わることができるような職場や地域における意識改革と環境整備を一層推進することが求められています。

さらに、女性にとって働きやすい職場環境づくりや、職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援も重要です。

女性が働き続けることに対する意欲は年々高まり、法制度は着実に整備が進められてきましたが、必ずしも女性の能力が最大限に発揮されているとは言えない状況です。

平成27年と令和２年の国勢調査のデータ（性別・年齢階級別労働力率）を比較すると、五泉市（女性）は、全体的に労働力率が上昇しています。また、国（女性）や新潟県（女性）と比較して、労働力率が高く、20代後半～30代後半の落ち込み（M字カーブ）もあまり見受けられません。女性が職業生活において、その希望に応じて活躍できる環境を整備するため、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（通称：女性活躍推進法）が制定されました。女性が職業生活において、その希望に応じて活躍し、将来にわたってキャリアを築ける環境を整備するため、引き続き安心して働き続けられる環境づくりが求められています【P31-資料12参照】。

また、人生100年時代を迎え、多様な働き方をより安心して選択できる環境の整備や、学び直し（リスキリング）の支援が必要です。

●資料12-性別・年齢別階級別労働力率

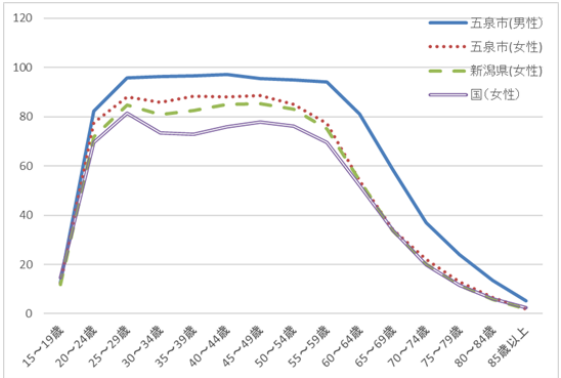

資料：国「平成27年　国勢調査」より

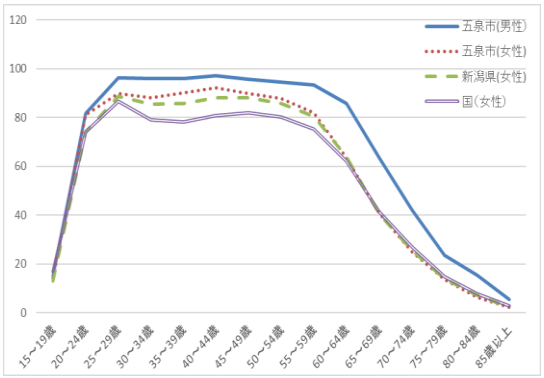

資料：国「令和2年　国勢調査」より

重点課題１　女性に選ばれる魅力的な環境づくりと情報発信

施策(1)企業とともに取り組む働きやすい環境づくり

・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(Ni-ful)への申請促進

施策(2)地域の魅力の情報発信

・高校生向け企業説明会

・U・Iターンに関する情報発信

重点課題２　ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と促進

施策(1)男性の家事・育児参画に向けた意識啓発の推進

・ウェルカムベビーレッスン

・男性向け料理教室

施策(2)子育て・介護支援の充実

・延長・一時・休日保育サービスの充実

・子育て支援センター運営事業

・ファミリー・サポート・センター事業

・放課後児童健全育成事業

・寺子屋事業

・介護者家族支援事業

・地域包括支援センター運営事業

・在宅介護支援センター事業

重点課題３　女性の活躍推進

施策(1)女性の職業能力開発と就労支援

・創業塾の開催

・求人情報の提供

・女性農業者対象の視察研修・講演会の開催

重点課題４　貧困等生活上の困難に対する支援

施策(1)　貧困等生活上の困難に対する支援

・生活困窮世帯への支援

・ひとり親家庭への自立支援

重点課題５　あらゆる分野における政策、方針決定過程への女性の参画拡大

施策⑴市の各種審議会等への女性の登用の促進

- 審議会等の女性登用率の向上
- 職域の拡大と女性管理職の登用

施策⑵企業・各種団体・地域活動組織などにおける方針決定過程への女性の参画拡大

- 事業主向けセミナーの周知
- 各種団体、地域活動組織等における方針決定過程への女性の参画促進

施策⑶防災分野における女性の参画拡大

- 女性消防団員・女性消防吏員の活躍推進
- 地域防災訓練
- 防災会議

重点課題１　女性に選ばれる魅力的な環境づくりと情報発信

【現状と課題】

市民意識調査によると、「現在の社会は「女性」及び「男性」にとって働きやすい環境にあると思いますか」という問いでは、「女性にとって働きやすい」19.2%に対し、「男性にとって働きやすい」33.0%と、性別による「働きやすさ」に明確な開きがあり、依然として社会全体が男性にとってより有利な構造であるという認識が示されています【P35-資料13参照】。

また、「女性が働き続けやすい環境をつくるために必要なこと（複数回答）」という問いでは、「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境を整えること」71.9%、「育児・介護休業中の経済的支援を充実させること」63.4%、「昇進・給与等に男女の差別的取り扱いをなくすこと」61.3%と、職場環境、経済的補償、待遇の公平性という、多岐にわたる課題への包括的な取り組みが期待されている現状が伺えます【P36-資料14参照】。

女性に「選ばれる」地域・職場となるためには、女性にとって働きやすい職場環境の整備や、女性の登用拡大、管理職への育成、経営層の意識改革が必要です。男女がともに仕事と家庭を両立できる環境の整備を、企業とともに促進していくことが重要です。

施策（１）企業とともに取り組む働きやすい環境づくり

具体的事業等　ワーク・ライフ・バランスの推進や男女がともに働きやすい職場環境づくりのため、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）への市内企業の申請促進に取り組みます。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R１３ 目標	指標番号
「現在の社会は、女性にとって働きやすい環境にあると思う」と答えた人の割合	市民意識調査	9.4%	19.2%	－	30.0%	15
市内の新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(Ni-ful)認定企業数	新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）認定企業数	－	13 社	－	30 社	16

施策（２）地域の魅力の情報発信						
具体的事業等	市内高校生や市外のＵＩターン希望者に向け、仕事と生活を両立できる暮らしの様子や、市内で活躍する女性の情報を発信します。企業説明会やSNSを通じ、地元で働き・暮らすことの魅力を伝えることで、若年女性の定住を促進します。					
指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R１３ 目標	指標番号
高校生向け企業説明会の参加企業数	企業説明会の参加企業数	－	19社	17社	20社	17
新潟県鮭プロジェクト 五泉市出身者の登録人数	五泉市出身者の登録人数	－	79人	－	200人	18

●資料13-社会における男女にとっての働きやすさ

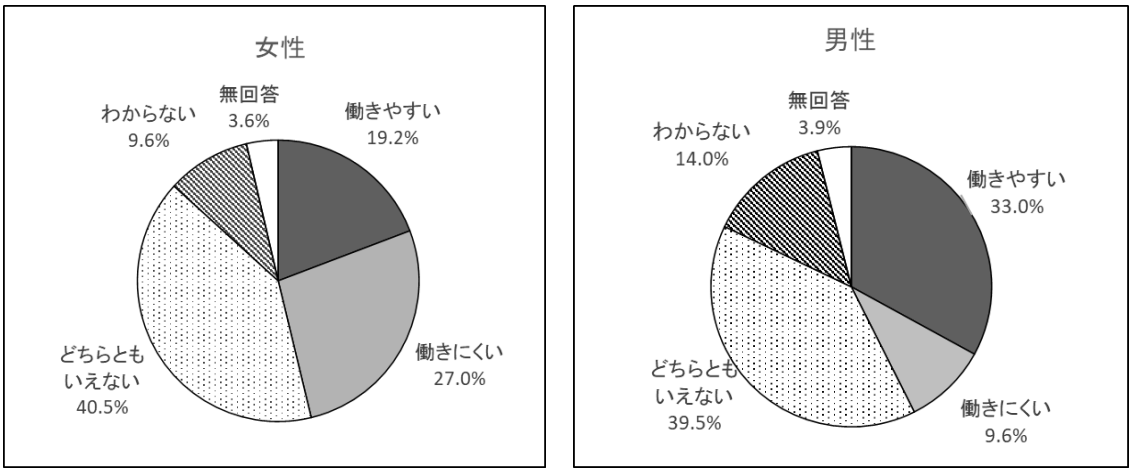

資料：市「令和7年度　男女共同参画に関する市民意識調査」より

●資料14-女性が働きやすい環境をつくるために必要なこと

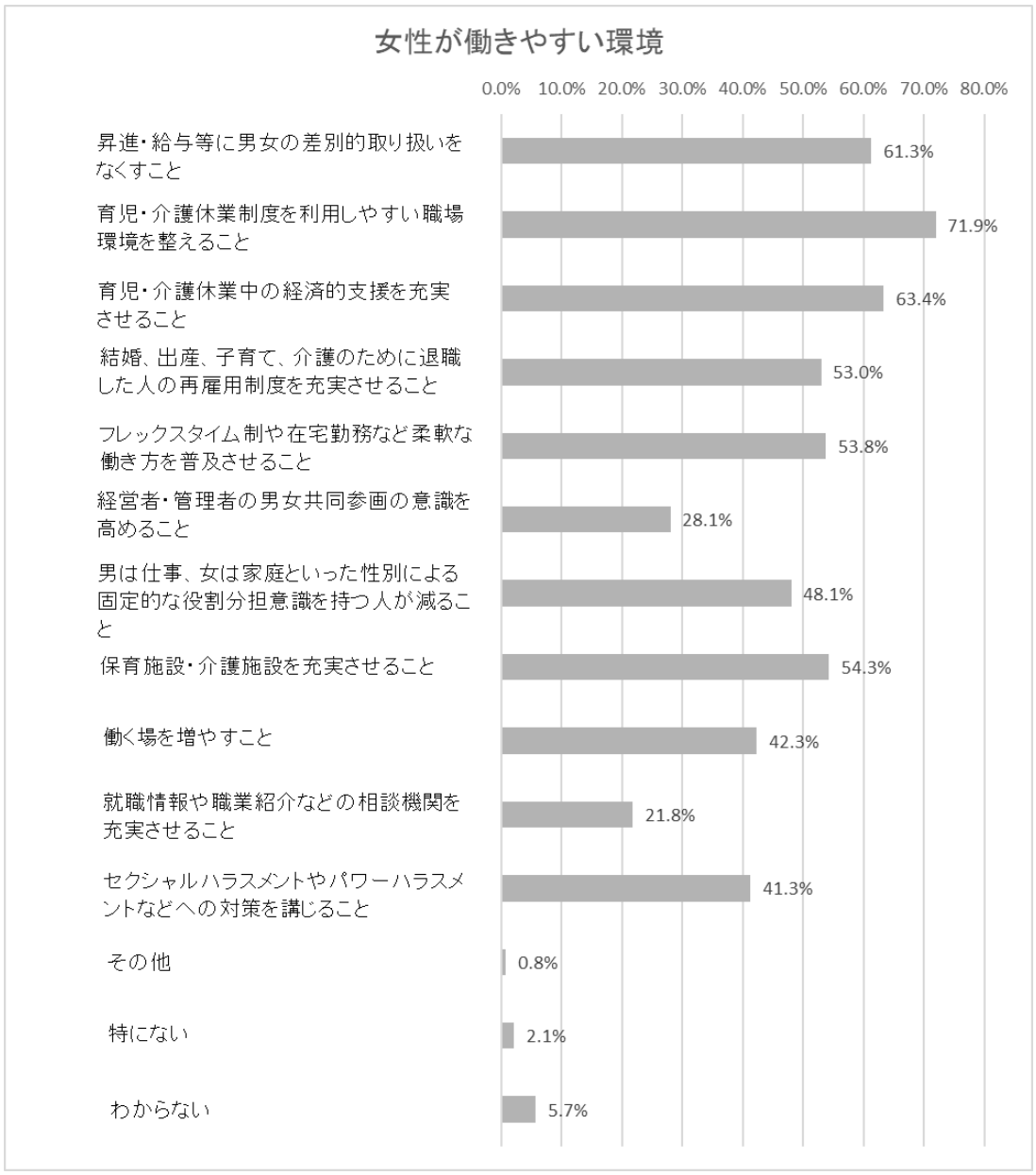

資料：市「令和７年度　男女共同参画に関する市民意識調査」より

重点課題２　ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と促進

【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」を意味し、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて様々な生き方が選択・実現できることを指します。

市民意識調査によると、「仕事と家庭生活や地域活動(PTAや町内会等)のバランス」において、「家庭生活・地域活動と仕事を同じように両立させる」と答えた人の割合は、理想は57.7%に対し、現実は17.4%と、理想と現実の間に約40ポイントもの大きな乖離が生じており、依然として「仕事」に比重を置かざるを得ない厳しい実態が浮き彫りとなっています【P38-資料15参照】。

また、「家事などの分担」について、「夫婦が協力して」または「家族が協力して」家事を行うと答えた人の割合は、理想は87.5%でしたが、現実は48.9%と、理想を下回る結果となっており、家庭内での共同参画を望みながらも、実際には十分な協力体制を築けていない現状が伺えます【P39-資料16参照】。

男女がともに仕事と、家庭生活やその他の活動の両立を図るためには、特に女性に「住み続けたい・働きたい」と思われる地域をつくるうえで、男性の家庭参画を「手伝う」から「主体的に担う」意識へと変革するとともに、男性の育児休業等の制度活用を促進するなど、職場・家庭・地域が一体となった環境づくりを進める必要があります。

施策（1）男性の家事・育児参画に向けた意識啓発の推進

具体的事業等　妊婦とパートナー向けウェルカムベビーレッスンの夜間開催、65 歳以上の男性を対象とした料理教室など男性の家事・育児への参画を促すための事業を実施します。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標番号
ワーク・ライフ・バランスという用語について「内容まで知っている」と答えた人の割合	市民意識調査	13.2%	31.4%	－	20.0%	19

施策（2）子育て・介護支援の充実						
具体的事業等	子育てを担う家族の負担を軽減するため、多様な保育支援サービスを安定的かつ持続的に提供します。また、介護のために離職する人が増加しないよう、介護を担う家族の支援や相談・支援体制の充実に取り組みます。					
指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標番号
子育て支援センター年間利用人数	子育て支援センター年間利用者数（延べ人数）	13,723 人	11,535 人	－	10,800 人	20
学童クラブに年度途中に入会できた児童の割合	年度途中に入会できた児童数/年度途中入会希望児童数×100(%)	100%	100%	－	100%	21
市内に所在する介護サービス施設・事業所数	市内に所在する介護サービス施設・事業所数	74 ヵ所	73 ヵ所	－	73 ヵ所	22

●資料15-仕事と家庭生活や地域活動のバランス（理想と現実の比較）

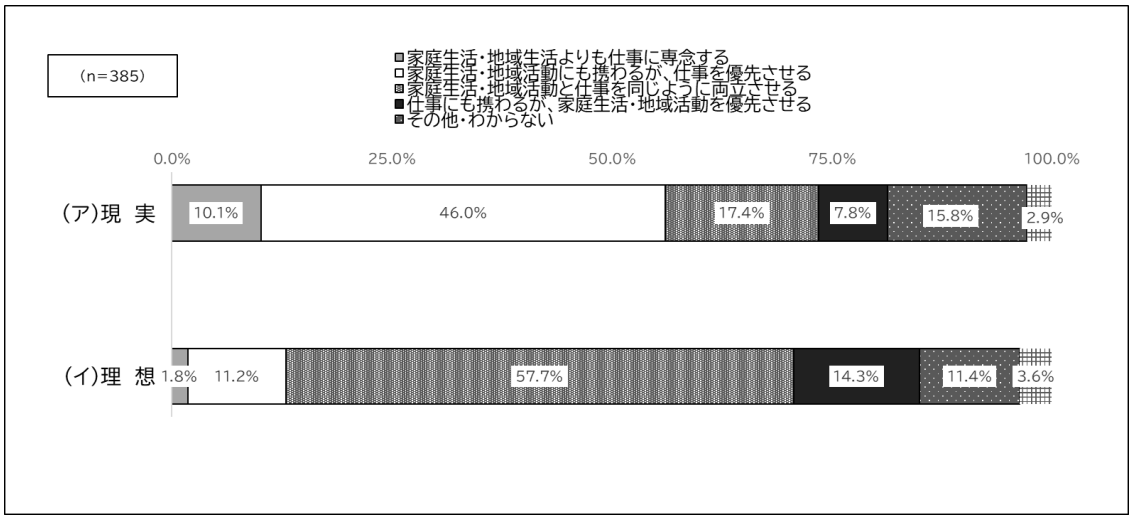

資料：市「令和7年度　男女共同参画に関する市民意識調査」より

●資料16-家事などの分担（理想と現実の比較）

現実 （各 n=229）

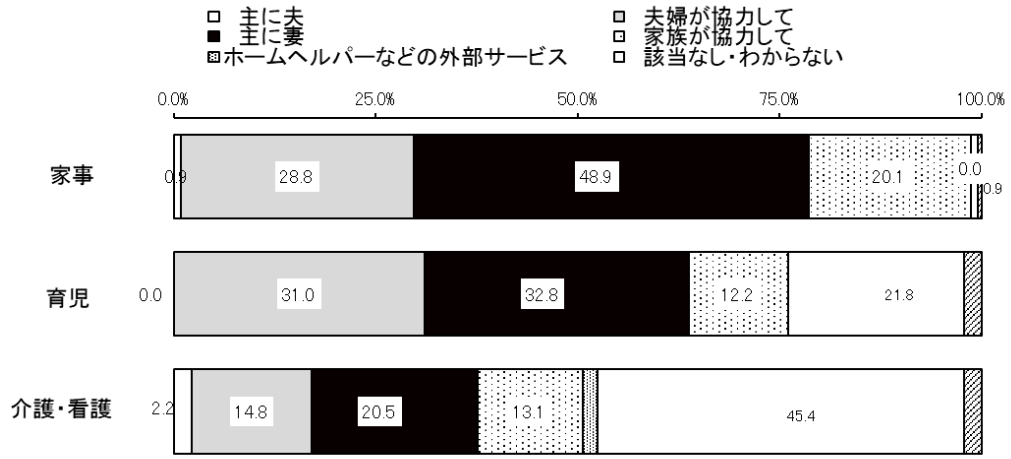

理想 （各 n=385）

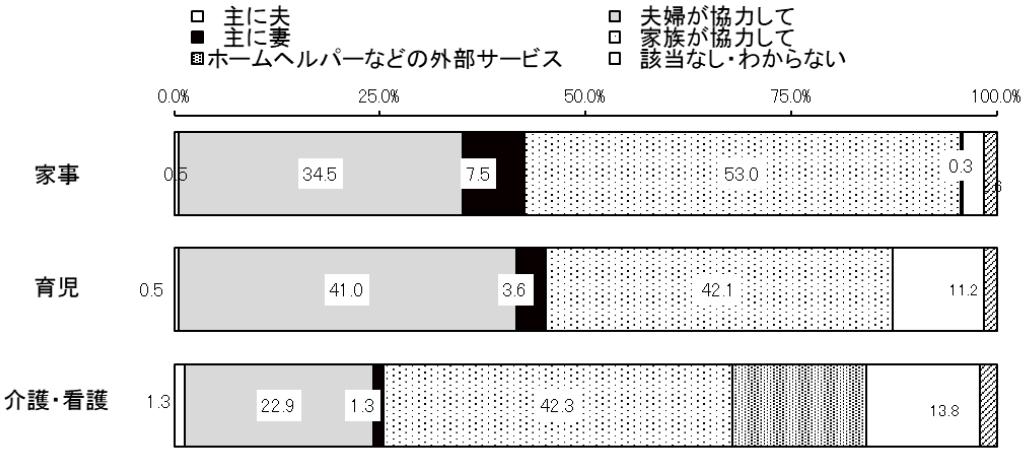

資料：市「令和7年度　男女共同参画に関する市民意識調査」より

重点課題３　女性の活躍推進

【現状と課題】

平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（通称：女性活躍推進法）が成立し、令和4年（2022年）からは常時雇用する従業員が101人以上の事業主に対し、行動計画の策定・公表が義務化されるなど、取り組みが強化されています。これにより、女性が職業生活において、その希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備する取り組みが進められています。

一方で、毎月勤労統計調査地方調査による「常用労働者におけるパートタイム労働者の割合」では、男性14.3%に対し、女性は36.2%と、約３倍の開きがあります【P41-資料17参照】。非正規雇用から正規雇用への転換や、出産・育児等による離職後の「学び直し（リスキリング）」を通じたキャリア形成が重要な課題となっています。

農林水産業や商工業等の自営業においても、女性の経営者が依然として少ない状況にあるため、女性の起業や経営参画を促す職業能力の開発を行うことも必要です。

このことから、働く女性が男性と均等な扱いを受け、その能力を十分に発揮し、幅広い分野や領域で活躍することができるよう、事業主に対して「男女雇用機会均等法」をはじめ関係法令を周知・啓発する必要があります。また、女性のデジタルスキルの習得や起業支援、多様なキャリアパスの提示など、女性が主体的に職業生活を切り拓くための支援を強化することが重要です。

施策（1）女性の職業能力開発と就労支援

具体的事業等　市雇用対策協議会や管内職安雇用対策連絡協議会等と連携し、就職、再就職に関する各種情報の提供を行うほか、創業塾の開催により女性の起業を後押しします。また、女性農業者の資質向上のため、視察研修・講演会を開催します。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標番号
農業における家族経営協定の締結数（累計）	家族経営協定の締結数	75 件	71 件	－	77 件	23
中小企業大学校における女性の研修受講人数（累計）	中小企業大学校における女性の研修受講人数	１人	５人	－	20 人	24

●資料17-常用労働者におけるパートタイム労働者の割合（新潟県）

事業所規模30人以上

	常用労働者数	左記のうち パートタイム 労働者数	パートタイム 比率
男性	253,801 人	36,412 人	14.3%
女性	211,016 人	76,396 人	36.2%

資料：県「令和8年7月　毎月勤労統計調査地方調査」より

重点課題４　貧困等生活上の困難に対する支援

【現状と課題】

単身・高齢世帯やひとり親家庭の増加に加え、雇用・就業をめぐる環境の変化を背景に、経済的な課題をはじめ、社会的な孤立など様々な困難を抱える人が増えています。

また、多様な課題を抱え、それらが複雑かつ複合的に絡み合っている場合もあり、高齢の方、障害をお持ちの方、こどもといった特定の対象者・分野ごとに展開されてきた福祉制度や支援だけでは十分に対応できないケースも増加しており、生活全般にわたる包括的な支援を提供することが必要です。

さらに、地域や関係機関のネットワーク強化により生活困窮者の把握を行い、自立に向けた支援を重層的に行うことによって課題が複雑化・深刻化する前に自立を図ることが重要です。

また、ひとり親家庭は、多くを母子世帯が占めており、就業率が高い一方で、相対的貧困率も極めて高い傾向があります。そのため、経済的に余裕がなく、こどもの進学の断念や体験格差につながり、将来への貧困の連鎖につながるリスクが指摘されています。また、一人で子育てをしながら家計を支える必要があり、親が心身のゆとりを保ちにくく、孤立しやすい状況にあります。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するとともに、家庭の状況に関わらず、すべてのこどもが健やかに成長できる環境の整備が必要です。

施策（１）貧困等生活上の困難に対する支援

具体的事業等	生活困窮者を支援するため、五泉市生活困窮者自立支援事業を実施し、自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援等を行い、困難な状況から早期に脱却し自立することをめざします。 ひとり親家庭が抱える経済的な困難や、仕事と子育ての両立に関する課題に対応するため、関係機関と連携し、就業支援、経済的支援、子育て支援及び相談体制の充実を図ります。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R１３ 目標	指標番号
五泉市生活困窮者自立支援事業における相談件数	新規相談受付件数	133 件	113 件	－	140 件	25
母子・父子自立支援プログラム策定件数	母子・父子自立支援プログラム策定件数	－	１件	－	３件	26
ひとり親等就労相談利用件数	ハローワーク等個別相談件数	０件	５件	－	１０件	27

重点課題５　あらゆる分野における政策、方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

現在、五泉市の政策・方針を協議、決定する重要な役割を担う各種審議会等において、女性委員の割合は35.1％（令和８年４月１日現在）となっています【P45-資料18参照】。また、五泉市の管理職（係長級以上）における女性の割合は、37.4％（令和８年４月１日現在）と、着実な進展は見られるものの、意思決定の場における男女の構成には依然として偏りが見られます。【P46-資料19参照】。

市民意識調査の「男女の地位の平等」において、学校教育の場では「平等」と答えた人が63.1％と高い割合となっています。一方で、政治・経済活動の場（50.4％）や社会習慣（48.6％）では約半数が「男性優遇」と感じており、地域社会の中でも「男性優遇（33.5％）」とする回答が「平等（37.9％）」と拮抗しており、社会の慣習や公的な意思決定の場においては、男性優遇の意識が根強く残っていることが伺えます。【P21-資料6参照】

地域活動については、自治会等の役員における女性の割合が低い現状があり、地域課題の解決に多様な視点を反映させることが求められています。また、災害対応や避難生活において、女性やこども、要配慮者のニーズにきめ細やかに対応するためには「女性の視点」を反映させることが不可欠です。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、あらゆる分野において女性の参画を進め、男女の意見をバランスよく政策や方針に反映させることが重要です。特に、若い世代の女性が「自分たちの意見が届いている」と実感できることは、地域への愛着や定住につながる重要な要素です。そのため、女性の人材発掘や育成に積極的に取り組むとともに、性別に関わらず誰もが参画しやすい環境を整える必要があります。市が率先して、各種審議会等への女性登用や、市職員の職域拡大及び女性の管理職登用などを推進し、男女が平等に責任と役割を分かち合える体制の維持に努めていくことが重要です。

施策（1）市の各種審議会等への女性の登用の促進

具体的事業等

市の政策・方針等決定過程への女性の参画を拡大する観点から、各種審議会等の委員に女性を積極的に登用します。
また、ワークライフバランスやハラスメント防止のための取組を推進するとともに、従来の固定観念や職域にとらわれることなく、職員の適性を判断し、職員配置・職員採用・管理職の登用などを実行します。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標番号
市の各種審議会等における女性登用率	女性委員数/全委員数×100	24.5%	34.3%	－	40.0%	28
市の行政委員会における女性登用率	女性委員数/全委員数×100	13.3%	18.0%	－	30.0%	29
市の管理職（係長以上、ただし、消防職・保育士を除く）に占める女性の割合	女性管理職数/全管理職数×100	30.0%	34.8%	－	40.0%	30

施策（2）企業・各種団体・地域活動組織などにおける方針決定過程への女性の参画拡大

具体的事業等

市雇用対策協議会が開催するセミナーを市内事業者に周知します。また、地域活動等においても男女双方の視点が反映されるよう、組織運営や地域活動の在り方について、啓発や支援を行います。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標番号
町内会長に占める女性の割合	女性の町内会長数/全町内会長数×100	7.8%	12.9%	－	15.0%	31

施策（３）防災分野における女性の参画拡大

具体的事業等

地域生活者の多様な視点の防災対策を反映し、防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程である防災会議及び避難所運営等を行う防災訓練を通じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

また、災害時における救護・支援活動はもちろんのこと、応急手当講習等あらゆる場面に女性の参画を促進し、地域防災における女性の活躍、参画を推進します。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標番号
消防団に占める女性団員の割合	女性消防団員数/全団員数×100	3.2%	3.2%	－	6.0%	32
消防本部に占める女性消防吏員の割合	女性消防吏員数/全消防吏員数×100	2.4%	3.6%	－	4.7%	33
五泉市防災会議における女性委員の割合	女性委員数/全委員数×100	9.5%	16.3%	－	20.0%	34

●資料18-五泉市の各種審議会等における女性登用　（令和8年４月１日現在）

区　　分	組織数	うち女性委員が0の組織数	委員数	うち女性数	女性の割合
1.法令によるもの	2	0	34人	7人	20.6%
2.条例によるもの	29	3	396人	129人	32.6%
3.任意組織によるもの	25	0	407人	158人	38.8%
１～３の合計	56	3	837人	294人	35.1%
行政委員会	6	2	61人	11人	18.0%

資料：市「附属機関台帳」より

●資料19-五泉市役所の管理職（係長以上※消防職・保育士は除く）における男女の構成比（令和8年4月1日現在）

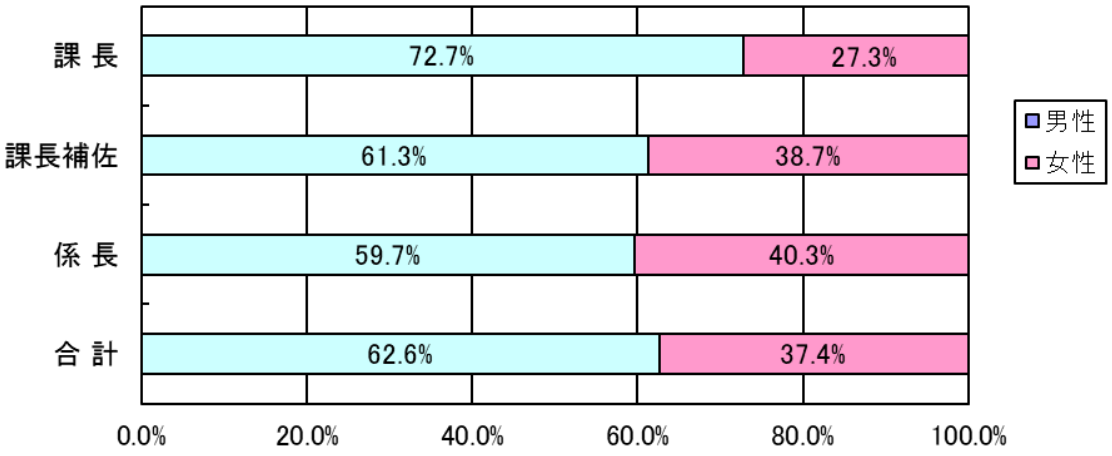

資料：市　総務課より

【基本目標Ⅳ】　計画の総合的な推進

男女共同参画社会の実現に向けた「ごせん男女共同参画推進計画」の取り組みは、市民生活のすべての分野にまたがっており、これらの取り組みを総合的かつ効果的に推進するためには、市の推進体制の整備と充実はもちろんのこと、市民をはじめ、教育関係者、事業者、各種団体等との協働が欠かせません。

引き続き市が中心となって、SNSやデジタル媒体を活用した男女共同参画に関する啓発や情報提供、関係施策を展開させることと共に、市民、教育関係者、事業者、各種団体等が、お互いの多様な生き方を尊重し、相互に理解を深めながら共に目標に向かって着実に歩みを進めていきます。

重点課題１　**市職員・市役所を挙げた推進体制の整備と強化**

施策⑴計画の進行管理と推進体制の強化

- 五泉市男女共同参画推進審議会
- 五泉市男女共同参画推進会議
- ごせん男女共同参画推進計画の進捗管理と公表
- 特定事業主行動計画の推進と進捗管理
- 男女共同参画に関する市民意識調査

重点課題２　**市民等との協働による推進**

施策⑴市民・教育関係者・事業者・各種団体等との協働

- 各種団体等の活動支援
- 人権擁護委員との連携強化
- 国・県・他市町村・各種団体等との連携

重点課題１　市職員・市役所を挙げた推進体制の整備と強化

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成に必要な施策は、市政全般にわたる広範多岐なものであり、市行政の全分野における推進や取り組みを必要とします。そのために、市役所全体にわたる具体的な施策について、ジェンダー主流化（あらゆる施策の立案・実施・評価に男女共同参画の視点を取り入れること）の観点から見直していかなければなりません。

この計画の推進にあたっては、市長以下全課長等で構成する「五泉市男女共同参画推進会議」の機能充実を図るとともに、職員一人ひとりの理解と意識改革を進め、当事者意識をもって施策を遂行できる職員を育成していく必要があります。

さらに、市が率先して男女共同参画を推進し、特に男性職員の育児休業取得やワーク・ライフ・バランスの実践において模範となって市民や事業者に対して理解と協力を求めていくことも大切であり、国・県をはじめとする関係機関と必要に応じ連携・協力しながら、より効果的な計画の推進に努める必要があります。

また、計画を着実に実行していくためには、市民意識調査等の客観的なデータに基づく政策立案（ＥＢＰＭ）により適切に進行管理を行い、状況に合わせた施策対応を柔軟に行うことが重要です。

施策（１）計画の進捗管理と推進体制の強化

具体的事業等　「推進会議」、「審議会」の機能の充実を図り、計画の進捗管理と評価を適正に行います。また、計画の進捗状況は、市の広報、ホームページなどを通じて公表します。

指　　標	算出方法	R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標番号
ごせん男女共同参画推進計画の指標の達成状況	達成した指標の数／数値なしの項目を除く指標全体の数	20.6%	25.9%	－	60.0%	35
男性職員の育児休業(２週間以上)取得率	市役所男性職員の２週間以上育児休業取得者／市役所男性職員の育児休業対象者×100	7.7%	72.7%	－	85.0%	36

重点課題２　市民等との協働による推進

【現状と課題】

これまでの現状と課題を整理すると、男女共同参画に関する認知度は、依然として低いというのが現状です。

計画推進のためには、市民、教育関係者、事業者、各種団体等の自主的な取り組みと理解、協力が欠かせません。それぞれの立場で、男女共同参画の視点をもって、主体的に取り組むよう、SNS等の効果的な媒体を用いた情報提供や意識の共有、市民と双方向の意見交換等の場を設けるなどの働きかけが必要です。

また、近年は地域課題の解決に向けて主体的に取り組む市民活動団体による活動も活発となっており、行政のパートナーとして、また女性の社会参画の場としての役割も大きくなっています。男女共同参画社会の実現のためには市民一人ひとりが自らのこととして取り組むことが必要です。特に、若い世代の女性が地域活動の企画や意思決定に主体的に関われる機会を創出することは、地域の魅力を高め、「選ばれる五泉市」を実現するためにも不可欠です。これらの主体的な活動を育成・支援し、多様な主体と協働していく体制を強化する必要があります。

施策（１）市民・教育関係者・事業者・各種団体等との協働	
具体的事業等	市民・教育関係者・事業者・各種団体等と協働した男女共同参画にかかる各種取組を実施します。 また、各種団体等の主体的な活動を支援します。

●資料20-今後、五泉市がどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか？

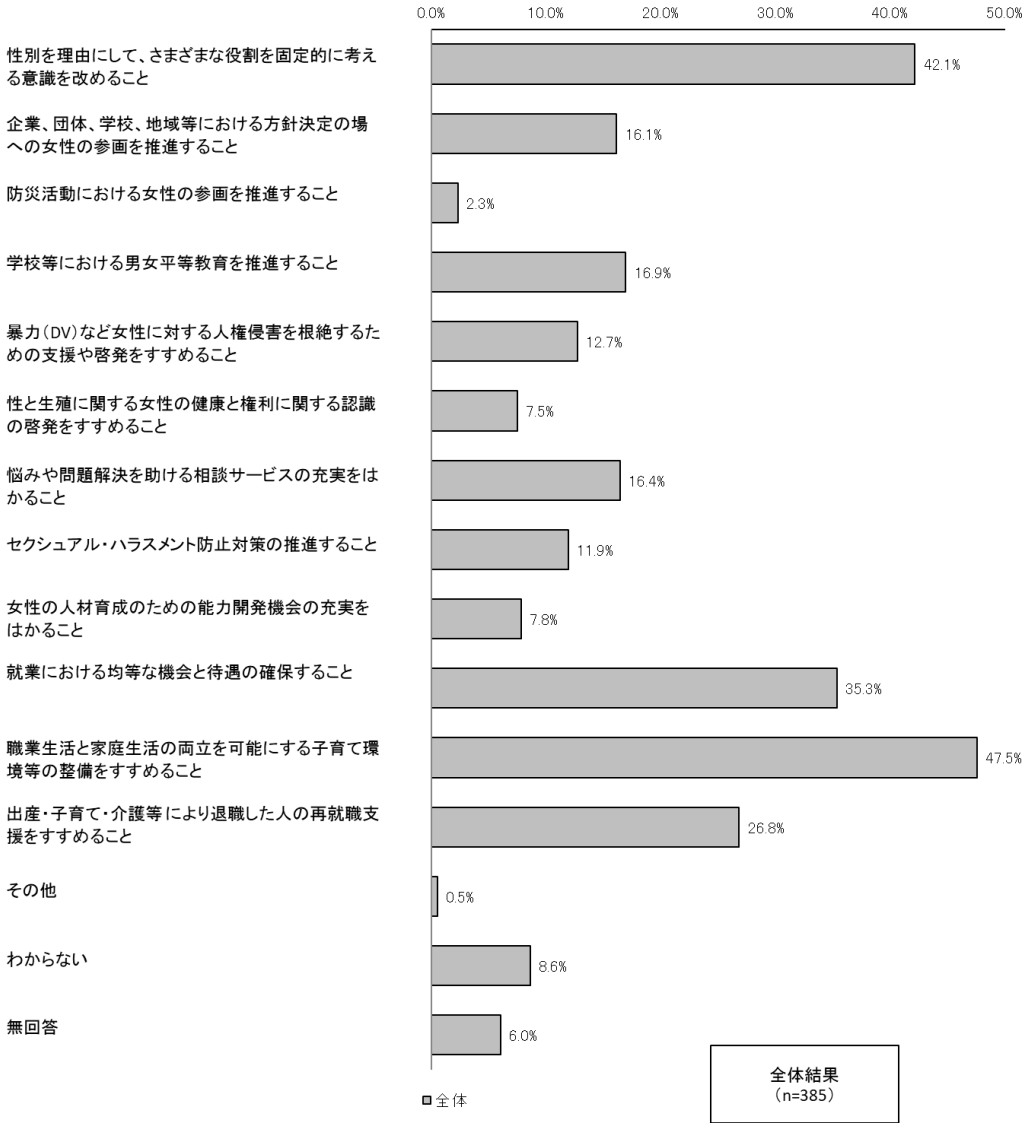

資料：市「令和7年度　男女共同参画に関する市民意識調査」より

計画における指標一覧

指標		R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標 番号
基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識づくり						
重点課題１　男女共同参画への理解の促進						
(1)	男は男らしく、女は女らしくした方がよいという意見において「そう思わない」と答えた 15～19 歳の人の割合	58.8%	60.0%	－	70.0%	1
	人権啓発講演会を聞いて人権に関する理解が「大変深まった」「深まった」と答えた人の割合	－	97.5%	－	95.0%	2
(2)	男女共同参画研修会アンケートで人権問題や男女共同参画に対する理解が「大変深まった」「まあまあ深まった」と答えた人の割合	95.3%	97.6%	－	95.0%	3
	男は仕事、女は家庭を中心にする方がよいという意見において「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と答えた人の割合	74.8%	72.0%	－	80.0%	4
(3)	社会全体でみた場合「男女が平等である」と答えた人の割合	15.6%	27.5%	－	40.0%	5
基本目標Ⅱ　男女の心と体を守る環境づくり						
重点課題１　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と相談体制の充実						
(1)	ドメスティック・バイオレンスについて「内容まで知っている」人の割合	45.2%	49.9%	－	60.0%	6
	ドメスティック・バイオレンスの相談窓口の認知	28.6%	27.5%	－	50.0%	7
(2)	女性の悩み相談室の実施回数	－	－	－	12 回	8
	DV 相談件数（実人数）	－	4 人	－	10 人	9
重点課題２　男女の性の尊重						
(1)	「生と性の思春期教室」における受講者の満足度	69.0%	78.3%	－	85.0%	10
	「赤ちゃんふれあい体験学習」における受講者（中学生）が「性」を「とても大切なこと」と答えた割合	61.5%	64.8%	－	70.0%	11

指標		R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標 番号
重点課題３　ライフステージに応じた心と体の健康支援						
(1)	心と体の相談会の利用件数	9件	21 件	－	25 件	12
	特定健康診査の受診率	38.5%	43.2% （速報値）	－	60.0%	13
	健康運動教室の延べ参加者数	78 人	258 人	－	360 人	14
基本目標Ⅲ　男女がともに充実して暮らし続けられる地域づくり						
重点課題１　女性に選ばれる魅力的な環境づくりと情報発信						
(1)	「現在の社会は、女性にとって働きやすい環境にあると思う」と答えた人の割合	9.4%	19.2%	－	30.0%	15
	市内の新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(Ni-ful)認定企業数	－	13 社	－	30 社	16
(2)	高校生向け企業説明会の参加企業数	－	19 社	17 社	20 社	17
	新潟県鮭プロジェクト 五泉市出身者の登録人数	－	79 人	－	200 人	18
重点課題２　ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と促進						
(1)	ワーク・ライフ・バランスという用語について「内容まで知っている」と答えた人の割合	13.2%	31.4%	－	20.0%	19
(2)	子育て支援センター年間利用人数	13,723 人	11,535 人	－	10,800 人	20
	学童クラブに年度途中に入会できた児童の割合	100%	100%	－	100%	21
	市内に所在する介護サービス施設・事業所数	74 ヵ所	73 ヵ所	－	73 ヵ所	22

指標		R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標 番号
重点課題３　女性の活躍推進						
(1)	農業における家族経営協定の締結数（累計）	75 件	71 件	－	77 件	23
	中小企業大学校における女性の研修受講人数（累計）	１人	５人	－	20 人	24
重点課題４　貧困等生活上の困難に対する支援						
(1)	五泉市生活困窮者自立支援事業における相談件数	133 件	113 件	－	150 件	25
	母子・父子自立支援プログラム策定件数	－	１件	－	３件	26
	ひとり親等就労相談利用件数	0件	５件	－	10 件	27
重点課題５　あらゆる分野における政策、方針決定過程への女性の参画拡大						
(1)	市の各種審議会等における女性登用率	24.5%	34.3%	－	40.0%	28
	市の行政委員会における女性登用率	13.3%	18.0%	－	30.0%	29
	市の管理職（係長以上、ただし消防職・保育士を除く）に占める女性の割合	30.0%	34.8%	－	40.0%	30
(2)	町内会長に占める女性の割合	7.8%	12.9%	－	15.0%	31
(3)	消防団に占める女性団員の割合	3.2%	3.2%	－	6.0%	32
	消防本部に占める女性消防吏員の割合	2.4%	3.6%	－	4.7%	33
	五泉市防災会議における女性委員の割合	9.5%	16.3%	－	20.0%	34

指標		R3 実績	R7 実績	R8 実績	R13 目標	指標 番号
基本目標Ⅳ　計画の総合的な推進						
重点課題１　市職員・市役所を挙げた推進体制の整備と強化						
(1)	ごせん男女共同参画推進計画の指標の達成状況	20.6%	25.9%	－	60.0%	35
	男性職員の育児休業（２週間以上）取得率	7.7%	72.7%	－	85.0%	36

第3章　参　考　資　料



■五泉市男女共同参画推進条例

■五泉市男女共同参画推進審議会名簿

■五泉市男女共同参画推進会議要綱

■女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

■男女共同参画社会基本法

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

■男女共同参画キーワード（用語説明）

五泉市男女共同参画推進条例

平成23年３月29日条例第１号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第11条）
第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策（第12条―第26条）
第３章　男女共同参画推進審議会（第27条・第28条）
第４章　雑則（第29条）
附　則

（前文）

すべての男女は、個人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、人権と平等が尊重されなければならない。我が国では、個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下、国際的に連携し、男女共同参画社会基本法の制定など男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われてきた。本市においても、推進計画を策定するとともに、市民団体と協働して積極的な推進を展開してきた。

しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が見られる。また、現今の社会・経済状況の急速な変化にともなって、より充実した就労支援や子育て支援が求められてきているが、現行の制度や慣行はこれを推進するのに必ずしもふさわしいとはいえなくなっており、男女共同参画を推進する上で、多くの課題が残されていることが指摘されている。

本市においては、家族経営的な農林水産業及び商工業等において女性の就業率が高く、市内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画の割合が低い実態が見られる。

こうした状況を踏まえつつ、男女共に自ら選んだ働き方、生き方、子育てができ、個性豊かで活力に満ち、住んで良かったと感じられる心地良い地域社会をつくるためには、あらゆる場で、男女が互いの人権を尊重して認め合い、協力して高め合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を最大限に発揮し、心豊かな関係を築いていく男女共同参画社会の実現が求められている。

ここに、私たちは、男女の人権が尊重され社会経済情勢の変化への対応が可能な社会をつくるために、男女共同参画の基本理念と市、市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者の責務を明らかにし、これらの協働の下、市民一人ひとりの人権が尊重され、豊かな市民生活とあらゆる分野に参画できる調和のとれたまちづくりを実現することを目指して、この条例を定める。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　男女共同参画　すべての男女が、人類の普遍的権利として性別にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（２）　積極的格差改善是正措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（３）　市民　市内に在住、在勤又は在学するすべての個人をいう。

（４）　市民団体　市内において地域的な共同活動を目的として組織されている町内会、コミュニティ協議会等の団体又は社会活動を行う団体をいう。

（５）　事業者　市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。

（６）　事業者団体　市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体が構成員となってつくる農林水産業・商業・工業等の協議会、組合等の団体をいう。

（７）　教育関係者　家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる生涯教育の領域に携わる者をいう。

（８）　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により相手方を不快にさせること又は性的な言動を受けた相手方の対応を理由として当該相手方に精神的、経済的、その他の不利益を与えることをいう。

（９）　ドメスティック・バイオレンス　配偶者など親密な関係にある者への身体又は精神に対する暴力的行為をいう。

(10)　ワーク・ライフ・バランス　仕事と生活の調和をいい、一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて自己啓発その他の活動等、多様な生き方を選択及び実現できることをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は、職場、家庭、地域等、社会のあらゆる場において男女は平等な存在であり男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

３　男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、市民団体及び事業者団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

４　男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5　男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
6　男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、人権に関する国際的な同意の到達段階を充分に考慮しつつ、国際的な理解と協調の下に行われなければならない。

（市の責務）
第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。
２　市は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。
３　市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。
４　市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するに当たり、市民、市民団体、事業者、事業者団体、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

（市民の責務）
第５条　市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。
２　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民団体の責務）
第６条　市民団体は、基本理念にのっとり、その活動において、男女が平等に能力を発揮でき、運営又は活動に関する方針の立案及び決定に参画できるよう環境の整備に努めるものとする。
２　市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）
第７条　事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、その事業活動において、平等に能力を発揮できる機会の確保や男女共に子育て、家族の介護とその他の家庭生活及び職業生活が両立して行えるよう職場環境の整備に努めるものとする。
２　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者団体の責務）
第８条　事業者団体は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、事業者がその事業活動において、平等に能力を発揮できる機会の確保や男女共に子育て、家族の介護とその他の家庭生活及び職業生活が両立して行えるよう職場環境の整備に努めるものとする。
２　事業者団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者の責務）
第９条　教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、家庭や地域との連携を深めつつ、男女共同参画の推進に努めるものとする。
２　教育関係者は、男女共同参画の推進に当たり、児童・生徒の家庭環境やその家庭の労働環境に配慮するものとする。
３　教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）
第10条　何人も、あらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害（以下「性別による人権侵害」という。）を行ってはならない。

（表現上の留意事項）
第11条　何人も、広く市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者に提供する情報において、前条に規定する行為を助長若しくは連想させる表現又は過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画推進計画）
第12条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。
２　市長は、推進計画を策定するときは、市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第27条第１項の五泉市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。
３　市長は、推進計画を策定したときは、これを速やかに公表しなければならない。
４　前２項の規定は、推進計画を見直し又は変更する場合について準用する。
５　本条例中に言及があるべき目標や理念であっても、定期的に見直しが必要であるような具体的な事柄及び数値については、男女共同参画に関する施策の実施状況を考慮しながら、推進計画中で定めるものとする。

（年次報告）
第13条　市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（調査及び研究）
第14条　市は、男女共同参画の推進に関して必要な調査及び研究を継続的に行うものとする。

（広報、啓発活動等）
第15条　市は、基本理念について市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者の理解を図るため、広報及び啓発活動、情報提供その他適切な措置を講じなければならない。

（推進体制）
第16条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画、調整及び推進するために必要な財政上の措置及び推進体制の整備に努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第17条　市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

（附属機関等における委員の構成等）
第18条　市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。
２　任命権者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第６条第１項に規定する任命権者をいう。）は、女性の職域の拡大及び能力向上の機会の確保に努め、性別にかかわらず、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るよう努めるものとする。

（人材の育成）
第19条　市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者は、社会のあらゆる分野での活動に女性の参画が促進されるよう人材の育成及び発掘に努めるものとする。
２　市は、市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者における人材の育成等の取組を支援するため、情報及び積極的な学習機会の提供等に努めなければならない。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）
第20条　市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（教育の分野における男女共同参画の推進）
第21条　市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる生涯教育の領域において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（農林水産業及び商工業等の分野における男女共同参画の推進）
第22条　市は、家族経営的な農林水産業及び商工業等の分野において、男女の経営における役割が適正に評価されるとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営又はこれに関連する活動に参画できる機会を確保するため、環境の整備に努めるものとする。

（市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者への支援）
第 23 条　市は、市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動を促すため、市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者との連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他必要な措置を講じなければならない。

（家庭生活等への支援）
第24条　市は、家族を構成する男女が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動に家族の一員としての役割を果たすとともに、産業形態、就業形態に相応した家庭生活と社会生活の両立が可能となるようにするために必要な支援及び情報提供等を講じなければならない。

（相談窓口の設置）
第25条　市長は、性別による人権侵害について、市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者からの相談を受けるため、相談窓口を設置するものとする。
２　市は、前項の規定による相談を受けたときは、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な措置を講ずるものとする。

（施策に関する苦情の申出）
第26条　市民、市民団体、事業者、事業者団体及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市に苦情を申し出ることができる。
２　市は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、五泉市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

第３章　男女共同参画推進審議会

（設置等）
第27条　男女共同参画を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を審議するため、五泉市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。
２　審議会は、次の事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議するものとする。
（１）　男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項を審議すること。
（２）　推進計画に関し、第12条第２項に規定する事項を処理すること。
（３）　施策に関する苦情の申出に関し、第26条第２項に規定する事項を処理すること。
３　審議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

（組織等）
第28条　審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
（１）　学識経験者
（２）　関係団体が推薦する者
（３）　公募に応じた者
（４）　市長が必要と認める者
２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
４　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。
６　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
７　前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

第４章　雑則

（委任）
第29条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。
（五泉市男女共同参画推進審議会条例の廃止）
２　五泉市男女共同参画推進審議会条例（平成19年五泉市条例第10号）は、廃止する。

五泉市男女共同参画推進審議会委員名簿

（敬称略 50 音順）

氏　　名	所　　属　　等	備　考
阿部　美津子	村松商工会　女性部	
江口　裕卓	五泉商工会議所	
加藤　雅史	新潟かがやき農業協同組合　五泉支店	
佐藤　学	社会福祉法人中東福祉会　障害者支援施設第二いずみの里	
竹石　優子	株式会社ミツヒデ	
塚野　薫	新津人権擁護委員協議会五泉部会	
波多　智生	デンカ株式会社　五泉事業所	
星野　久子	社会福祉法人みどり心育会　村松さくらこども園	
星野　真琴	認定こども園エービーシー幼稚園	
堀内　一恵	産業カウンセラー	会　長
水藻　正美	五泉市小中学校長会　五泉市立愛宕小学校	副会長
山下　文子	特定非営利活動法人ピーカブー	

（任期：令和８年７月 28 日から令和 10 年７月 27 日まで）

五泉市男女共同参画推進会議要綱

（設置）
第１条　五泉市における男女共同参画社会実現のための施策を総合的かつ効果的に推進し、男女共同参画社会の形成を促進するため、五泉市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）男女共同参画の推進に関する総合施策の企画立案に関すること。
（２）男女共同参画計画の進捗管理及び評価に関すること。
（３）その他男女共同参画施策の推進に関して必要と認められること。

（構成）
第３条　推進会議は次に掲げる者をもって構成する。
（１）会長　市長
（２）副会長　副市長及び教育長
（３）委員　市長が指名する者
２　会長は、推進会議を総括する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（委員の責務）
第４条　委員は、各課において男女共同参画推進計画を積極的に推進し、その進捗管理を行うとともに、所管する事務事業において男女共同参画社会の形成の促進に配慮する責務を負う。

（会議）
第５条　推進会議は、会長が招集する。
２　会長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（推進部会の設置）
第６条　男女共同参画施策の効果的な推進及び重点課題の取組みにあたり、必要な事項についての調査・検討を行うため、推進会議の下部組織として、五泉市男女共同参画推進部会（以下「推進部会」という。）を設置することができる。
２　推進部会の構成員は、会長が指名する。
３　推進部会は、必要に応じて部会長が招集する。

（庶務）
第７条　推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１８年６月９日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

推　進　体　制

推進会議		推進部会
会　長	市　　長	総　務　課
副会長	副　市　長	企画政策課
副会長	教　育　長	財　政　課
委　員	総　務　課　長	会　計　課
〃	企画政策課長	税　務　課
〃	財　政　課　長	市　民　課
〃	会　計　課　長	環境保全課
〃	税　務　課　長	健康福祉課
〃	市　民　課　長	高齢福祉課
〃	環境保全課長	こども家庭課
〃	健康福祉課長	保育園（五泉地域）
〃	高齢福祉課長	保育園（村松地域）
〃	こども家庭課長	農　林　課
〃	農　林　課　長	商工観光課
〃	商工観光課長	都市整備課
〃	都市整備課長	地域振興課
〃	地域振興課長	上下水道局
〃	上下水道局長	議会事務局
〃	議会事務局長	監査委員事務局
〃	監査委員事務局長	農業委員会事務局
〃	農業委員会事務局長	学校教育課
〃	学校教育課長	生涯学習課
〃	生涯学習課長	スポーツ推進課
〃	スポーツ推進課長	図　書　館
〃	図　書　館　長	消防本部
〃	消　　防　　長	
〃	消　防　署　長	

●女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採　択　　１９７９年（昭和５４年）１２月１８日
　　（国際連合第３４回総会）
効力発生　１９８１年（昭和５６年）９月３日
日本国　　１９８０年（昭和５５年）７月１７日署名
　　１９８５年（昭和６０年）６月２５日批准

この条約の締約国は、　国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的，社会的，文化的，市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議，宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、　女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第１部

第１条
　この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別，排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第２条
　締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。
(a)　男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
(b)　女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
(c)　女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
(d)　女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
(e)　個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
(f)　女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
(g)　女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第３条
　締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第４条
１　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
２　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第５条
締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
(a)　両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男　　女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため，男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
(b)　家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第６条
締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第２部

第７条
締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。
(a)　あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
(b)　政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
(c)　自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第８条
締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第９条
1　締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2　締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第３部

第１０条
締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
(b)　同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
(c)　すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
(d)　奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
(e)　継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
(f)　女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
(g)　スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
(h)　家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第１１条
1　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
(a)　すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
(b)　同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
(c)　職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
(d)　同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
(e)　社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
(f)　作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2　締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
(a)　妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
(b)　給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
(c)　親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を，特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
(d)　妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては，当該女子に対して特別の保護を与えること。

３　この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第１２条
１　締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
２　１の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第１３条
締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
(a)　家族給付についての権利
(b)　銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
(c)　レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第１４条
１　締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
２　締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
(a)　すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
(b)　適当な保健サービス（家族計画に関する情報，カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
(c)　社会保障制度から直接に利益を享受する権
(d)　技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
(e)　経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
(f)　あらゆる地域活動に参加する権利
(g)　農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
(h)　適当な生活条件（特に，住居，衛生，電力及び水の供給，運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第４部

第１５条
１　締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
２　締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
３　締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
４　締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第１６条
１　締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
(a)　婚姻をする同一の権利
(b)　自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
(c)　婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
(d)　子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である
(e)　子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
(f)　子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
(g)　夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
(h)　無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
２　児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第５部

第１７条
１　この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は１８人の、３５番目の締約国による批准又は加入の後は２３人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法

体系が代表されることを考慮に入れる。
２　委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から１人を指名することができる。
３　委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後６箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は，委員会の委員の選挙の日の遅くとも３箇月前までに、締約国に対し，自国が指名する者の氏名を２箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
４　委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の３分の２をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
５　委員会の委員は、４年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち９人の委員の任期は、２年で終了するものとし、これらの９人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
６　委員会の５人の追加的な委員の選挙は、３５番目の批准又は加入の後、２から４までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち２人の委員の任期は、２年で終了するものとし、これらの２人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
７　締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
８　委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
９　国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第１８条
１　締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
　(a)　当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から１年以内
　(b)　その後は少なくとも４年ごと、更には委員会が要請するとき。
２　報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第１９条
１　委員会は、手続規則を採択する。
２　委員会は、役員を２年の任期で選出する。

第２０条
１　委員会は、第１８条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年２週間を超えない期間会合する。
２　委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第２１条
１　委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに，委員会の報告に記載する。
２　国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第２２条
　専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第６部

第２３条
　この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。
　(a)　締約国の法令
　(b)　締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第２４条
　締約国、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第２５条
１　この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
２　国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
３　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
４　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第２６条
１　いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
２　国際連合総会は、１の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第２７条
１　この条約は、２０番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。
２　この条約は、２０番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。

第２８条
１　国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
２　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
３　留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第２９条
１　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から６箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
２　各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、１の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。
３　２の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第３０条
この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

●男女共同参画社会基本法

（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

最終改正：令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

目　次
前　文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附　則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二　独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間
の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たす
ものとする。

（年次報告等）
第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）
第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
　一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
　二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
５　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）
第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
　一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
　二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）
第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）
第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）
第十八条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。
２　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。
３　男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）
第十八条の二　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）
第十八条の三　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）
第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講

ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）
第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）
第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。

（議員）
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
３　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
４　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）
第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）
第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）
第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）
第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一から十まで　略
十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）
第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）
1　この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）

最終改正：令和８年６月 24 日法律第 46 号

第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条・第三十一条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）
第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
４　前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
５　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
６　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）
第四条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）
第五条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）
第五条の二　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
２　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
３　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
４　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
５　協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）
第五条の三　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第五条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）
第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）
第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）
第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）
第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（接近禁止命令等）
第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
２　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
一　面会を要求すること。
二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。
六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
十　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
十一　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をするこ

と。

3　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6　第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条　接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止す

るため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
２　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
３　前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）
第十三条　裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）
第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）
第十四条の二　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
２　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）
第十四条の三　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）
第十四条の四　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
２　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
３　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
４　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置

を講じなければならない。
5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）
第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）
第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）
第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
2　前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
3　三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
4　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
5　第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
6　第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
7　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）
第十八条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）
第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、

相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条　削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深

めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）
第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）
第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）
第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）
第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
２　市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）
第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二　市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）
第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限

る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）
第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体
に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）
第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則　（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）
第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）
第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
２　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年五月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

（政令への委任）
第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和五年五月一九日法律第三〇号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第七条の規定　公布の日
二　第二十一条の改正規定　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）
第二条　この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。
２　新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
３　新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）
第三条　新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。
２　附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）
第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第八条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和五年六月一四日法律第五三号）　抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定　公布の日
二　第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附　則　（令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（令和八年六月二四日法律第四六号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十五号。以下「民法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第五条の規定　公布の日

（政令への委任）
第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

●雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号）

最終改正：令和４年６月 17 日法律第 68 号

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
　第一節　性別を理由とする差別の禁止等（第五条―第十条）
　第二節　事業主の講ずべき措置等（第十一条―第十三条の二）
第三節　事業主に対する国の援助（第十四条）
第三章　紛争の解決
　第一節　紛争の解決の援助等（第十五条―第十七条）
　第二節　調停（第十八条―第二十七条）
第四章　雑則（第二十八条―第三十二条）
第五章　罰則（第三十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条　この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

２　事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条　国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条　厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

２　男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

３　男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

４　厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

５　厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

６　前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節　性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条　事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

第六条　事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一　労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

二　住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三　労働者の職種及び雇用形態の変更

四　退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条　事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第八条　前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第九条　事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

２　事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

３　事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者

に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
4　妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第十条　厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
2　第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節　事業主の講ずべき措置等

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第十一条　事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
2　事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
3　事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。
4　厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
5　第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第十一条の二　国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「性的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。
2　事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
3　事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
4　労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第十一条の三　事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
2　第十一条第二項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。
3　厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
4　第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第十一条の四　国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。
2　事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
3　事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
4　労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条　事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。
2　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ず

べき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
３　第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（男女雇用機会均等推進者）
第十三条の二　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第八条、第十一条第一項、第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び前条第一項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

第三節　事業主に対する国の援助

第十四条　国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。
一　その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
二　前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
三　前号の計画で定める措置の実施
四　前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
五　前各号の措置の実施状況の開示

第三章　紛争の解決

第一節　紛争の解決の援助等

（苦情の自主的解決）
第十五条　事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）
第十六条　第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項及び第二項（第十一条の三第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）
第十七条　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
２　第十一条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節　調停

（調停の委任）
第十八条　都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。
２　第十一条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）
第十九条　前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。
２　調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条　委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条　委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条　委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条　委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。
２　委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

（時効の完成猶予）
第二十四条　前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）
第二十五条　第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手

続を中止する旨の決定をすることができる。
一　当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
二　前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
2　受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
3　第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（資料提供の要求等）
第二十六条　委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（厚生労働省令への委任）
第二十七条　この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章　雑則

（調査等）
第二十八条　厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。
2　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
3　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第二十九条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
2　前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）
第三十条　厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項（第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）
第三十一条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第四項、第十一条の三第三項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十一条の三第一項、第十二条、第十三条の二及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十一条の三第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。
2　前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。
3　前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
4　調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮こ以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
5　第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）
第三十二条　第二章第一節、第十三条の二、同章第三節、前章、第二十九条及び第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節（第十三条の二を除く。）の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章　罰則

第三十三条　第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。
（令和八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務）
２　令和八年三月三十一日までの間は、第十三条の二中「並びに」とあるのは、「、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十条の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。

附　則　（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

１　この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
２　この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附　則　（昭和六〇年六月一日法律第四五号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第二十条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成三年五月一五日法律第七六号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附　則　（平成七年六月九日法律第一〇七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成七年十月一日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第九条　この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
２　この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附　則　（平成九年六月一八日法律第九二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五条、第六条、第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定　公布の日から起算し　て六月を超えない範囲内において政令で定める日
二　第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするよう
に努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。）、同法第三十四条の改正規
定（「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条の改正規定、
第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定（「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。）、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第十二
条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。）　平成十年四月一
日

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節

名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に
係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十
二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」
という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用す
る。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第一〇四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（平成一三年七月一一日法律第一一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附　則　（平成一三年一一月一六日法律第一一八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一四年五月三一日法律第五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二十八条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条　この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

附　則　（平成一四年七月三一日法律第九八号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附　則　（平成一八年六月二一日法律第八二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）
第二条　この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）
第三条　この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）
第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二〇年五月二日法律第二六号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）
第二条　この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	国土交通大臣（第一条の規定による改正前の国土交通省設置法（以下「旧設置法」という。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。）	観光庁長官
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判庁	海難審判所
四	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会
五	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
七	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。）	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
八	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合（七の項に掲げる場合を除く。）に限る。）	地方運輸局に置かれる政令で定める審議会
九	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	厚生労働大臣又は都道府県知事

２　旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

３　旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）
第六条　この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第九条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二四年六月二七日法律第四二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則　（平成二六年六月一三日法律第六七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二十九条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成二八年三月三一日法律第一七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定　公布の日

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）
第十一条　この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあっせん員に係属している同項のあっせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第十三条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）
第十四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二九年六月二日法律第四五号）
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附　則　（令和元年六月五日法律第二四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）
第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和二年三月三一日法律第一四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、

同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定　公布の日

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）

最終改正：令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

目　次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針等（第五条・第六条）
第三章　事業主行動計画等
第一節　事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節　一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
第三節　特定事業主行動計画（第十九条）
第四節　女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十三条）
第六章　罰則（第三十四条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府

県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）
第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
３　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
４　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
５　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
６　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
７　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
８　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）
第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）
第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）
第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）
第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該

事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項の規定に基づき講じている措置に関する情報を公表していること、同法第十九条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又は

それらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
５　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
７　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
二　その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
三　前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
四　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
２　第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　前項第一号及び第二号に掲げる情報
二　前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
３　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その任用する職員の男女の給与の額の差異
二　その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
三　前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
四　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）
第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）
第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）
第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における

活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

4　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第

五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

２　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日

二・三　略

四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の

規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和元年六月五日法律第二四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日

二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合

において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年三月三一日法律第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定　公布の日

二　略

三　第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定　令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和七年六月一一日法律第六三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定　公布の日

二　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号）」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。）　令和八年四月一日

第六条　第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条の二　政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

（令和４年５月 25 日法律第 52 号）

最終改正：令和４年６月 17 日法律第 68 号

目　次
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章　女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）
第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）
第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）
第五条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）
第六条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）
第七条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
３　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
４　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）
第八条　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策

の実施内容に関する事項
三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章　女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）
第九条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
3　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
三　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
四　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
5　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
6　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
7　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
8　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
9　第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
10　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
11　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）
第十条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）
第十一条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
2　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
3　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）
第十二条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
2　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
3　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
２　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）
第十四条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）
第十五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。
２　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
３　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
４　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
５　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者
二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
６　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章　雑則

（教育及び啓発）
第十六条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
２　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）
第十七条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）
第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）
第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）
第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。
一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
２　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
３　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）
第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
２　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）
第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府

県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日
二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
三　略
四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）
第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）
第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。
2　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）
第十条　婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）
第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）
第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一五日法律第六六号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第七条、第八条及び第十七条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）
第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第五百九条の規定　公布の日

男女共同参画キーワード（用語説明）

	用 語	解 説
あ行	アンコンシャス・バイアス	これまでの経験や見聞きしてきたことなどを通じて形成された自分自身が気付いていない偏ったものの見方。
	ＥＳＧ投資	財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。
	M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、近年では、グラフ全体の形はM字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつある。
	Ｌ字カーブ	女性の年齢階級別正規雇用比率が子育て世代である 30 代以降に低下し、グラフ化したとき、アルファベットのＬを右に傾けたような形になることをいう。
	エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
か行	家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。 「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。
	クオータ制（割当制）	積極的改善措置（ポジティブ･アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
	ゴール・アンド・タイムテーブル方式	積極的改善措置（ポジティブ･アクション）の手法の一つであり、達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式のこと。本計画における「成果目標」の設定も「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」の一つである。
	「ＪＫビジネス」問題	児童の性を売り物にする営業の一つで、「JK」、すなわち「女子高校生」などの 18 歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、児童による性的なサービスを客に提供させているものの問題。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
	ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。国連経済社会理事会合意結論 1997/２号においては、「ジェンダーの視点の主流化とは、全ての分野の全てのレベルの法律、政策プログラムを含め、全ての計画された行動が女性と男性に及ぼす諸影響を評価する過程である。女性と男性が等しく便益を受け、不平等が永続しないよう、女性及び男性の関心と経験を政治、経済、社会全ての分野における政策や施策の計画、実施、監視及び評価の不可欠な要素とするための戦略である。最終目標は、ジェンダー平等を達成することである。」と定義されている。
	ジェンダー統計	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。
さ行	ジェンダーに基づく暴力	国際的には Gender-based Violence（以下「ＧＢＶ」という。）とされている。ＧＢＶは、国連の機関等において、「人の意思に反して加えられる有害な行為であって、男女間の社会的に起因すると考えられる違いに基づくものの総称であると定義され、身体的、性的又は心理的な危害を加え、又は苦痛を与える行為、そのような行為の脅し、強制、その他の自由の剥奪を含むもの」として用いられている。社会に根差す男女間の力の不均衡を理由とする暴力として、「女性に対する暴力」と同義で用いられることもある。また、国連の機関等では、男性・男児や、性的マイノリティの方々もＧＢＶの被害者となり得るとされている。

	ジェンダー予算	政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。男女共同参画社会の形成に影響を与え得る全ての施策が対象となり得る。「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。
	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標：ＳＤＧｓ）	平成 27(2015)年９月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。ゴール５ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
	指導的地位	「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020 年 30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成 19 年２月 14 日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（ＧＥＭ）の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。
	女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。なお、同条約第１条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第 68 号）において、「性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」「ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されている。
	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第２条第２号）。また、同法第８条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定しています。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。
	仙台防災枠組 2015-2030	2015 年３月に仙台で開催された第３回国連防災世界会議において採択された新たな国際的な防災の枠組。正式名称は、「Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030」。2005 年の第２回国連防災世界会議において採択された兵庫行動枠組の後継となる枠組。事前の防災投資、「より良い復興（Build Back Better）」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心の予防的アプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれた。
	Society 5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月 22 日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。
た行	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

	男女共同参画週間	男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成 11 年６月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年６月 23 日から６月 29 日までの１週間 を「男女共同参画週間」としています。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。
	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）	英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。 「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV 防止法」と呼ばれることもある。
は行	フェムテック	「Female（女性）」＋「Technology（技術）」の造語で、生理や更年期など女性特有の悩みを先進的な技術を用いて対応する製品・サービスを指す。
	フレイル	要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味し、運動、口腔、栄養等に係る指導等の適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能とされている。
	ブロッキング	インターネットにアクセスするためのサービスを提供しているインターネット接続業者（ＩＳＰ）等において、通信当事者の同意を得ることなく、特定のサイト又はウェブページへのアクセスを遮断することにより、その閲覧を防止する措置の一つ。
	プレコンセプションケア	性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念。
ま行	見える化	関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。
	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のこと。
ら行	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成６年（1994 年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成７年（1995 年）の第４回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。
	リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいう。
	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態のこと。ロコモティブシンドロームの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できる。

内閣府男女共同参画局ホームページ「用語集」より

SDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)とは、世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し**「持続可能な社会・経済・環境」**を目指す、**世界共通の目標**です。

2015年に国連で開催された「持続可能な開発サミット」で日本も賛同し、国連加盟国193カ国の首脳が全会一致で決定となりました。

2030年という達成期限を設け、17のゴールと169のターゲットにすべての国が取り組むことを約束しています。

本計画も、SDGs の理念のもと、～男女がともに「自分らしく」いきいきと元気に歩むまち～をめざし、様々な施策を推進します。



ごせん男女共同参画推進計画
（令和９年度～令和 13 年度）

令和９年３月発行

五泉市企画政策課　男女共同参画係
住　　所　〒959-1692　五泉市太田 1094 番地 1
電話番号　（0250）43-3911（代表）
Ｆ　Ａ　Ｘ　（0250）42-5151
Ｅ－mail　danjo@city.gosen.lg.jp